

議案第28号

教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書（案）
（令和3（2021）年度版）

令和4（2022）年8月

川崎市教育委員会

はじめに

本市では、平成27(2015)年度から令和7(2025)年度までの概ね10年間を対象とした「第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン」(以下「かわさき教育プラン」といいます。)を策定し、計画期間全体を通じて実現をめざすものを基本理念及び基本目標として掲げながら、具体的な取組内容を、基本政策、施策、事務事業の階層で体系的に整理しています。

本報告書は、平成19(2007)年6月に改正(平成20(2008)年4月施行)された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書として、「かわさき教育プラン」を対象として、「川崎市教育改革推進会議」を通じて、学識経験者、市民代表、教職員代表から御意見をいただきながら作成したものです。

なお、「かわさき教育プラン」は、計画(PPLAN)ー実行(DO)ー点検・評価(CHECK)ー改善(ACTION)のサイクルで推進し、市民の皆様と共にさまざまな課題を解決していくことをめざしています。

令和4(2022)年8月

川崎市教育委員会

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務司職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

第1章

教育委員会の活動状況	4
------------	---

第2章

かわさき教育プランについて	12
---------------	----

第3章

かわさき教育プランの点検及び評価の項目	
1 点検及び評価の対象	13
2 点検及び評価の実施体制	13

第4章

かわさき教育プラン 第2期実施計画の点検及び評価の内容	
点検・評価シートの見方	14
基本政策Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる	16
基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	20
基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	38
基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する	47
基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する	53
基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める	62
基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる	68
基本政策Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める	75

第1章 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議の活動状況

- (1) 教育委員会定例会 12回
- (2) 教育委員会臨時会 6回

2 教育委員会会議の審議状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」に基づき、審議等を行いました。

- (1) 審議案件 . . . 55件
- (2) 請願・陳情 . . . 5件
- (3) その他報告事項 . . . 62件
- (4) 傍聴者数（延べ） . . . 79人

なお、審議案件等の一覧は、6ページ以降に掲載しています。

3 教育委員の活動状況（教育委員会会議以外）

(1) 総合教育会議への出席

令和3（2021）年度は、2回の会議を開催し、市長と教育委員会（教育長及び教育委員）との間で、本市教育大綱に代わる川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」について意見交換を行いました。

(2) スクールミーティングの実施

学校を訪問し、児童生徒・教職員・保護者等との交流や意見交換等を通じて、学校現場と教育委員会の相互理解を深めることを目的としたスクールミーティングを、平成19（2007）年度から実施しています。

令和3（2021）年度は事業の形式を見直し、特定のテーマを設定したうえで、先進的な取り組みを行う学校を視察し、学校長や教職員と意見交換を行う形式で実施しました。

(3) 周年行事等への出席

市立学校や青少年科学館の周年記念式典に出席しました。

(4) 学校視察

研究推進校の公開授業・報告会等、学校現場の視察を行いました。

(5) 都道府県・指定都市教育委員研究協議会等への出席

(6) その他行事等

教員表彰者・表彰式及び発表会に出席したほか、教員採用候補者選考試験の面接官を務めました。

なお、活動状況の一覧は、10 ページ以降に掲載しています。

4 教育委員会の公開

市民に開かれた教育委員会を目指し、ホームページを中心に教育委員会について紹介をしています。なお、ホームページでは、教育委員の紹介をはじめ、教育委員会の概要や教育委員会会議録等、広く情報を公開しています。

また、教育委員会会議の開催日時及び議案等について、事前にホームページに掲載するとともに、告示を行っています。

教育委員会会議情報

<https://www.city.kawasaki.jp/880/category/11-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

令和3（2021）年度 教育委員

職名	氏名	任期	職業
教育長	小田嶋 満	平成31年4月1日～ 令和4年3月31日	
教育長 職務代理者	岡田 弘	平成30年10月1日～ 令和4年9月30日	大学教授
委員	高橋 美里	平成30年4月3日～ 令和4年3月31日	
委員	岩切 貴乃	平成31年4月1日～ 令和5年3月31日	会社員
委員	石井 孝	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	独立行政法人 顧問
委員	田中 雅文	令和2年10月1日～ 令和6年9月30日	大学教授

令和3年度 教育委員会審議案件等一覧

○審議案件

議案番号	件名	開催日
議案第1号	令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について	4月27日
議案第2号	令和4年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について	
議案第3号	川崎市子ども夢パーク条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	
議案第4号	川崎市学校給食物資購入資金条例を廃止する条例の制定について	
議案第5号	令和4年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について	5月18日
議案第6号	黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について	
議案第7号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	
議案第8号	令和4年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について	6月24日
議案第9号	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例に基づく調査審議について(諮問)	7月13日
議案第10号	令和4年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱の一部改正について	8月3日
議案第11号	通学区の一部変更について(小倉小・東小倉小学校区)	
議案第12号	令和2年度 公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について	
議案第13号	令和2年度 公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について	
議案第14号	免職処分取消等請求事件について	
議案第15号	令和4年度使用小学校教科用図書の採択について	8月22日
議案第16号	令和4年度使用中学校教科用図書の採択について	
議案第17号	令和4年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について	
議案第18号	令和4年度使用高等学校教科用図書の採択について	
議案第19号	令和4年度使用特別支援学校教科用図書の採択について(学校教育法第34条第1項検定済教科書)	
議案第20号	令和4年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(学校教育法第34条第1項文部科学省著作教科書)	
議案第21号	令和4年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(学校教育法附則第9条教科用図書)	
議案第22号	令和4年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について(学校教育法附則第9条教科用図書)	8月24日
議案第23号	令和4年度 教職員人事異動方針について	
議案第24号	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書(令和2年度版)について	
議案第25号	第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画策定に向けた基本的な考え方について	
議案第26号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	9月15日
議案第27号	「川崎市スポーツ推進計画」の改定について	
議案第28号	令和4年度川崎市立高等学校入学定員について	
議案第29号	川崎市有馬・野川生涯学習支援施設における指定管理者の指定について	10月26日
議案第30号	感謝料等請求控訴事件について	
議案第31号	川崎市立青少年科学館条例及び川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について	

議案番号	件名	開催日
議案第32号	GIGAスクール構想端末等の取得について	11月9日
議案第33号	令和3年度教員表彰について	
議案第34号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	
議案第35号	川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について	11月16日
議案第36号	(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について	1月25日
議案第37号	(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について	
議案第38号	(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について	
議案第39号	「文永四年銘阿弥陀如来種子板碑」の川崎市重要歴史記念物指定に係る諮問について	2月8日
議案第40号	通学区域の一部変更について	
議案第41号	公益財団法人川崎市学校給食会「次期 経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について	
議案第42号	公益財団法人川崎市生涯学習財団「次期 経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について	3月2日
議案第43号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	
議案第44号	川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	
議案第45号	川崎市立学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令の制定について	3月2日
議案第46号	川崎市青少年科学館使用規則及び川崎市立日本民家園使用規則の一部を改正する規則の制定について	
議案第47号	人事について	
議案第48号	人事について	3月15日
議案第49号	人事について	
議案第50号	「文永四年銘阿弥陀如来種子板碑」の川崎市重要歴史記念物指定について	
議案第51号	「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画」の策定について	3月23日
議案第52号	川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について	
議案第53号	川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
議案第54号	川崎市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
議案第55号	川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について	

○請願・陳情審議

番号	件名	開催日
陳情第2号 (令和2年度)	令和3年2月9日教育委員会の傍聴時の裁決のやり方の改善を求める陳情	4月27日
請願第1号	2021年度教科書採択に関し「地域市民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願	
請願第2号	高等学校歴史教科書採択について(請願)	8月3日
請願第3号	川崎市立高等学校教科書採択についての請願	
請願第4号	通学路の安全確保に関する請願書	9月15日

○その他報告事項

番 号	件 名	開催日
1	陳情第2号(令和2年度)(令和3年2月9日教育委員会の傍聴時の裁決のやり方の改善を求める陳情)の報告について	4月6日
2	教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について	
3	令和3年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について	
4	慰謝料等請求事件について	
5	請願第1号(2021年度教科書採択に関し「地域市民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願)の報告について	4月27日
6	令和3年第1回市議会定例会について	
7	市議会請願・陳情審査状況について	
8	令和2年度 川崎市教育委員会任期付職員(学芸員)採用選考の実施結果について	5月18日
9	叙位・叙勲について	
10	令和2年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額等の報告について	6月24日
11	令和3年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況について	
12	教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について	
13	教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について	
14	公文書開示請求拒否処分取消請求事件について	7月13日
15	請願第2号(高等学校歴史教科書採択について(請願))の報告について	
16	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う教科用図書採択の傍聴人の定員等について	8月3日
17	請願第3号(川崎市立高等学校教科書採択についての請願)の報告について	
18	請願第4号(通学路の安全確保に関する請願書)の報告について	
19	教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について	8月24日
20	令和3年第2回市議会定例会について	
21	市議会請願・陳情審査状況について	
22	「川崎市総合計画」第2期実施計画令和2年度事務事業評価結果について	
23	学校プールの効率的な運用・整備の推進について	
24	公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について	
25	公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について	
26	地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について	
27	令和2年度川崎市一般会計教育費の決算について	9月15日
28	教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について	
29	学校運営協議会の設置等について	
30	令和3年度川崎市立小学校学習状況調査報告について	10月26日
31	叙位・叙勲について	
32	教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について	
33	令和3年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について	
34	令和3年度全国学力・学習状況調査結果報告について	
35	令和2年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査結果について	
36	公文書開示請求拒否処分取消請求事件について	

番 号	件 名	開催日
37	令和3年第3回市議会定例会について	11月9日
38	令和3年度優良PTA表彰団体の決定について	
39	川崎市地域文化財顕彰制度における第4回川崎市地域文化財の決定について	
40	地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について	
41	第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画素案について	
42	教育委員会の権限に係る事項に係る教育長の臨時代理の報告について	12月24日
43	令和3年度 川崎市教育委員会任期付職員(学芸員)採用選考の実施について	
44	慰謝料等請求控訴事件について	
45	令和3年第4回市議会定例会について	1月25日
46	市議会請願・陳情審査状況について	
47	令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について	
48	地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について	
49	(仮称)川崎市民館・労働会館管理運営計画に関する中間とりまとめについて	
50	市民館・図書館の管理・運営の考え方に関する中間とりまとめについて	
51	教育委員会の権限に係る事項に係る教育長の臨時代理の報告について	2月8日
52	「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画(案)」について	
53	「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針(案)」について	
54	「川崎市立学校における教育の情報化推進計画(案)」について	
55	「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画(第4次)(案)」について	3月2日
56	教育委員会の権限に係る事項に係る教育長の臨時代理の報告について	
57	教育委員会の権限に係る事項に係る教育長の臨時代理の報告について	
58	「第2期川崎市教育委員会障害者活躍推進計画(案)」について	3月23日
59	令和3年度川崎市教育委員会任期付職員(学芸員)採用選考の実施結果について	
60	「川崎市教職員のこころの健康づくり指針(案)」について	
61	令和3年度川崎市立中学校学習状況調査報告について	
62	教育委員学校視察の報告について	

令和3年度 教育委員活動状況一覧

(1) 総合教育会議への出席

	年 月 日	式 典 名
1	令和3年8月4日	第1回総合教育会議
2	令和4年3月23日	第2回総合教育会議

(2) スクールミーティングの実施

	年 月 日	学 校 名
1	令和3年7月6日	旭町小学校
2	令和3年11月16日	西中原中学校

(3) 周年行事等への出席

	年 月 日	式 典 名
1	令和3年7月3日	宮前小学校創立100周年記念式典
2	令和3年7月17日	青少年科学館開館50周年記念式典
3	令和3年10月30日	有馬小学校創立50周年記念式典
4	令和3年11月6日	東菅小学校創立50周年記念式典
5	令和3年11月13日	三田小学校創立50周年記念式典
6	令和3年11月20日	梶ヶ谷小学校創立50周年記念式典
7	令和3年11月27日	富士見台小学校創立50周年記念式典
8	令和3年12月4日	白幡台小学校創立50周年記念式典

(4) 学校視察

	年 月 日	学 校 名
1	令和3年11月25日	中原中学校(研究推進校)
2	令和3年11月26日	稲田中学校(研究推進校)
3	令和3年12月1日	東小倉小学校(研究推進校)
4	令和3年12月1日	さくら小学校(研究推進校)
5	令和3年12月3日	川崎高等学校附属中学校(研究推進校)
6	令和3年12月22日	東橘中学校(研究推進校)
7	令和4年1月19日	新町小学校(研究推進校)
8	令和4年1月28日	南大師中学校(研究推進校)
9	令和4年2月2日	田島支援学校(研究推進校)

(5) 都道府県・指定都市教育委員研究協議会等への出席

	年 月 日	会 議 名
1	令和3年11月18日	市町村教育委員会オンライン協議会
2	令和4年1月20日	都道府県・指定都市教育委員研究協議会

(6) その他行事等

	年 月 日	内 容 等
1	令和3年7月20日	教科書採択勉強会
2	令和3年7月27日	教科書採択勉強会
3	令和3年7月29日	教科書採択勉強会
4	令和3年8月2日	教科書採択勉強会
5	令和3年8月18日	教科書採択勉強会
6	令和3年8月20日	教科書採択勉強会
7	令和3年8月31日	川崎市立学校教員採用試験面接官
8	令和3年9月2日	川崎市立学校教員採用試験面接官
9	令和3年9月3日	川崎市立学校教員採用試験面接官
10	令和3年9月10日	川崎市立学校教員採用試験面接官
11	令和3年9月15日	川崎市立学校教員採用試験面接官
12	令和3年12月24日	教員表彰者・表彰式並びに発表会

第2章 かわさき教育プランについて

かわさき教育プランは、基本理念「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」及び基本目標「自主・自立」「共生・協働」の実現を目指して、8つの「基本政策」、19の「施策」、46の「事務事業」から構成されています。また、各実施計画期間において、特に重点的に推進する取組を「重点事業」として位置づけています。

かわさき教育プラン第2期実施計画の全体像

基本理念

夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

基本目標

自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

基本政策

★：11の重点事業

基本政策Ⅰ
人間としての在り方生き方の軸をつくる
★キャリア在り方生き方教育の推進

基本政策Ⅱ
学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす
★総合的な学力向上策の実施
★小中9年間を通じた食育の推進

基本政策Ⅲ
一人ひとりの教育的ニーズに対応する
★特別支援教育の推進

基本政策Ⅳ
良好な教育環境を整備する
★学校施設長期保全計画の推進
★学校トイレ快適化の推進

基本政策Ⅴ
学校の教育力を強化する
★「チームとしての学校」の体制整備と学校マネジメント支援の実施

基本政策Ⅵ
家庭・地域の教育力を高める
★地域の寺子屋事業の推進

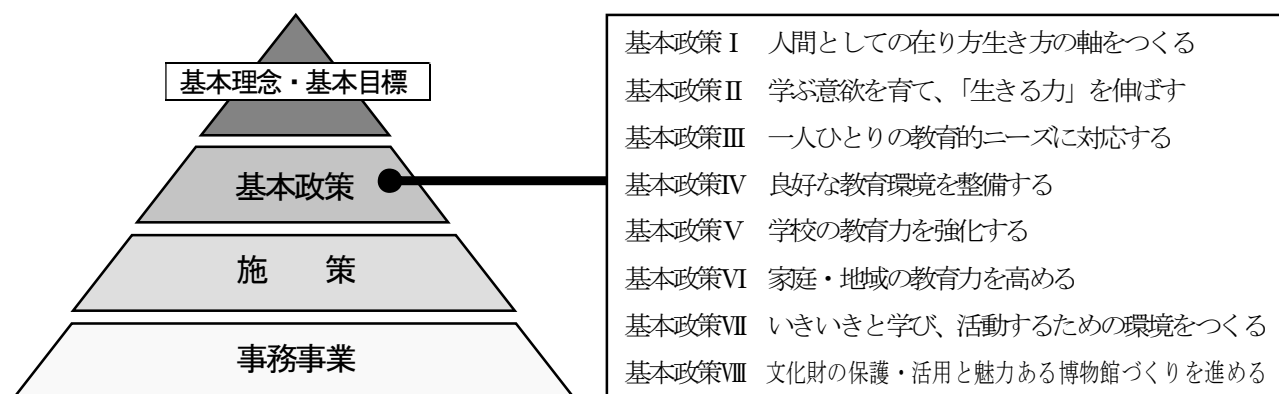
基本政策Ⅶ
いきいきと学び、活動するための環境をつくる
★地域の生涯学習の担い手を育てる仕組みの構築
★学校施設の有効活用

基本政策Ⅷ
文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める
★橋本官衙遺跡群の史跡整備の推進

第3章 かわさき教育プランの点検及び評価の項目

1 点検及び評価の対象

点検及び評価は、かわさき教育プランにおける8つの基本政策から46の事務事業までを対象として行いました。



2 点検及び評価の実施体制

かわさき教育プランの進捗状況を点検・評価するに当たっては、教育委員会事務局が達成状況の点検や総合的な自己評価を行うとともに、それぞれの課題・問題点を抽出しています。この総合評価を学識経験者、市民代表、教職員代表で構成する「川崎市教育改革推進会議」に諮り、ご意見をいただきながら見直し方針を策定しています。

川崎市教育改革推進会議委員

(令和4(2022)年8月現在、敬称略)

氏名	所属等
藤原 文雄	国立教育政策研究所初等中等教育研究部 副部長・総括研究官
内田 塔子	東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 准教授
高橋 純	東京学芸大学教育学部教育学講座学校教育学分野准教授
倉持 伸江	東京学芸大学教育学部教育学講座生涯教育分野准教授
山田 洋志	公募委員
宮越 隆夫	川崎市地域教育会議行政区議長会 会長
舘 勇紀	川崎市P T A連絡協議会 会長
落合 隆	小学校長会
森島 烈	中学校長会
岩木 正志	高等学校長会
中野 理佳	特別支援学校長会
石村 卓也	川崎市教職員組合執行委員長

かわさき教育プラン（点検・評価シートの見方）

本プランは、計画（PLAN）－実行（DO）－点検・評価（CHECK）－改善（ACTION）のサイクルで推進します。

毎年、8つの基本政策を対象に川崎市教育改革推進会議からご意見を頂き、実施状況や成果の評価、見直しを行います。その後、評価結果等の報告書を教育委員会で審議し、議会へ報告・提出するとともに市民に公表します。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

基本政策のシート

基本政策 I

人間としての在り方生き方の軸をつくる

現状と課題

- ・ 今日子ども・若者が……………。
- ・ 21世紀 **第2期実施計画策定時の現状と課題を記載**。
- ・ 本市では、社会の中で……………。

政策目標

「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で計画的に推進し、すべての子どもに、社会で自立して生きていくための能力や態度とともに、共生・協働の精神を育みます。

主な取組成果

キャリア在り方生き方教育について、……………。

各種研修において、…… **令和3年度における主な取組の成果を記載**

教育委員会広報誌、……………。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)	
自己肯定感	小6 (H29(2017))	79.9%	87.3%	83.1%	-	79.1%	82.0%以上
	中3 (H29(2017))	70.4%	80.0%	75.0%	-	76.4%	74.0%以上
「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							
将来に関する意識	小6 (H29(2017))	83.9%	84.6%	81.2%	-	77.3%	R3の欄に 各指標の 数値を記載
	中3 (H29(2017))	68.4%	70.3%	67.6%	-	65.2%	
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							
自己有用感	小6 (H29(2017))	92.6%	95.4%	95.4%	-	96.0%	94.0%以上
	中3 (H29(2017))	90.9%	93.7%	93.4%	-	94.6%	92.0%以上
「人の役に立つ人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							
……………							

主な課題

各校におけるキャリア在り方生き方教育の推進については……………が必要です。
 一部の学校 令和3年度の状況等から見える主な課題を記載
 変化の激しいこれからの社会を生きる力をつけるために、……………必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

研究推進校……………
 すべての子 教育改革推進会議において出された意見の概要を記載……………。

今後の取組の方向性

キャリア在 課題や会議における意見を受けて、今後の取組の方向性を記載……………ます。
 各学校の取……………

施策・事務事業のシート

施策	キャリア在り方生き方教育の推進			
概要	教育プランの基本目標である……………。 発達の段階に応じた福祉教育の推進など、……………。 教師用資料である「キャリア在り方生き方教育の手引き」……………。 高等学校における「キャリア在り方生き方ノート」……………。			
事務事業名	キャリア在り方生き方教育推進事業			
担当課	教育改革推進担当	関係課		
事業の概要	将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育を、……………。			
事業計画	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
	研究推進校での…………… キャリア在り方生き方教育の実施			→
	・各校における取組の実施 多様性を尊重する教育の…………… ・教職員の理解を……………	・研修の実施及び……………		→
	「キャリア在り方生き方ノート」…………… ・高等学校用ノート……………	・高等学校用ノートの……………	・活用推進	・活用推進及び……………
	広報等による保護者…………… ・リーフレット配布等……………			→
実施状況				
<ul style="list-style-type: none"> ●各校における…………… ●「キャリア・進路指導担当…………… ●高校生用「キャリア在り方…………… ●キャリア在り方生き方教育…………… 	令和3年度における各事務事業の実施状況を記載			
課題と今後の取組				
<ul style="list-style-type: none"> ●各校における…………… ●多様性を尊重する教育の…………… ●「キャリア在り方生き方ノ…………… ●リーフレット配布による…………… 	取組を通じて見えてきた課題や、今後の取組を記載			

基本政策 I

人間としての在り方生き方の軸をつくる

現状と課題

・今日の子ども・若者が生きる社会は、ますます予測が困難な状況になっており、これまでも、社会環境の変化に十分対応できず、学校から社会への移行が円滑に行われていない子ども・若者の実態について、コミュニケーション能力の不足や低い自己肯定感、他者への配慮の不足といった状況が指摘されており、将来、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力を育成する必要があります。

・21世紀の日本にふさわしい教育体制の構築に向けた内閣の私的諮問機関「教育再生実行会議」における第十次提言では、「諸外国に比べて子供たちの自己肯定感が低いままでは、『社会に開かれた教育課程』の下でこれからの時代に求められる資質・能力を十分に実現できたことにはなりません。」と述べられている一方で、全国学力・学習調査の結果を見ると、本市の子どもの自己肯定感は、小学生、中学生ともに依然として全国平均よりも低くなっています。

・本市では、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促すために、すべての市立学校で「キャリア在り方生き方教育」を推進しており、引き続き、子どもたちに社会的自立に向けて必要な能力や態度とともに、共生・協働の精神を計画的・系列的に育てる教育が求められています。

政策目標

「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で計画的に推進し、すべての子どもに、社会で自立して生きていくための能力や態度とともに、共生・協働の精神を育みます。

主な取組成果

かわさきパラムーブメントについての啓発を教員の研修会で継続して実施しました。また、他局と連携して学校における多様性を尊重する教育活動を支援しました。

「キャリア在り方生き方ノート」や「キャリア・パスポート」を活用した取組の推進に向けて、令和3年度は、担当者研修会及び訪問研修会を開催し、具体的な活用例を示すことで教員が授業等で効果的に活用できるよう支援しました。

キャリア在り方生き方教育について保護者等に対し、リーフレットを作成・配布するとともに、「教育だよりかわさき」へ実践例を掲載し、保護者の教育活動への理解を深めました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的にを行います。

指標名		実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3 (2021)
自己肯定感 *	小6	79.9% (H29 (2017))	87.3%	83.1%	-	79.1%	82.0%以上
	中3	70.4% (H29 (2017))	80.0%	75.0%	-	76.4%	74.0%以上
「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							
将来に関する意識 *	小6	83.9% (H29 (2017))	84.6%	81.2%	-	77.3%	86.0%以上
	中3	68.4% (H29 (2017))	70.3%	67.6%	-	65.2%	69.0%以上
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							
自己有用感 *	小6	92.6% (H29 (2017))	95.4%	95.4%	-	96.0%	94.0%以上
	中3	90.9% (H29 (2017))	93.7%	93.4%	-	94.6%	92.0%以上
「人の役に立つ人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							

指標名		実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
チャレンジ精神 *	小6	78.8% (H29(2017))	-	79.3%	-	73.0%	81.0%以上
	中3	71.7% (H29(2017))	-	70.2%	-	66.0%	74.0%以上
「難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦している、どちらかといえば挑戦している」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							
共生・協働の精神 *	小6	87.8% (H29(2017))	-	-	-	-	90.0%以上
	中3	84.3% (H29(2017))	-	-	-	-	85.0%以上
「学級みんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかったことがある、どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							
社会参画に関する意識 *	小6	42.7% (H29(2017))	52.5%	55.8%	-	54.2%	44.0%以上
	中3	29.6% (H29(2017))	35.7%	35.4%	-	39.5%	31.0%以上
「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある、どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							

*参考指標「共生・協働の精神」については、平成30年度以降は、出典元の調査において設問がなかったため記載していません。

*参考指標「チャレンジ精神」については、平成30年度は出典元の調査において設問がなかったため記載していません。

*令和2年度の参考指標については、全国学力学習状況調査が実施されていないため、記載していません。

主な課題

多様性を尊重する教育に関する実践を集め、継続して各学校の理解を深めることで、かわさきパラムーブメントと共にキャリア在り方生き方教育を計画的・系統的に推進する必要があります。

「キャリア・パスポート」や「キャリア在り方生き方ノート」の効果的な活用に向けた取組などを進め、引き続き、すべての教育活動を通じて、「キャリア在り方生き方教育」を推進し、子どもたちの社会的自立に必要な能力や態度の育成を図っていく必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

キャリア・パスポートに記載されている内容については、小学校時代のコメントを中学の先生方も読めるようになっており、小中連携に重要な役割を担っている。

自己肯定感や将来に関する意識について、あくまでも相対的ではあるが、下がり幅が大きいような印象を受けた。新型コロナウイルスの影響により、学力等の面以外のところに影響が出てきているのかもしれないと感じた。

自己肯定感の低下については、新型コロナウイルスの影響で異学年交流ができなくなり、児童会活動を中心に子どもたちが活躍する場面がいきになくなってしまったことにより、達成感や充実感を味わう機会が減ったことが一因としてあるのではないかと感じる。

社会参画に関する意識について諸外国に比べても深刻な低さだと感じる。

特別支援学校において、自分たちの障害を認識し、自己肯定感を高めていくことは、大変重要であると考えている。キャリア在り方生き方教育の更なる推進が求められる。共生社会において自分たちの生きやすい将来を想像し、自分たちで何を発信していけばよいのかを考えられるように指導することが大切だと感じる。

今後の取組の方向性

多様性を尊重する教育を計画的・系統的に推進するため、カリキュラムマネジメントの充実が図られるよう、教職員研修などを実施して各学校への支援を行うとともに、各学校で実践している取組をまとめた実践事例集を作成し、配布することで「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めます。

子どもたちの社会的自立に必要な能力や態度の育成を図るため、教職員が「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリア・パスポート」を効果的に活用できるよう、研修を行うことで学校での実践に向けた支援を進めます。

新型コロナウイルスの影響が長期にわたり、子どもたちの健やかな学びと、学校における感染リスクの低減との両立を可能な限り図りながら教育活動を行う必要がある中で、児童生徒が将来の生活や社会との関わり方を関連付けながら、キャリア発達の見通しを持ち自身を振り返る機会を設けることで、一人ひとりが自信をもっての可能性に挑戦できるよう取組を進めます。また、各学校が現代的諸課題に対応したカリキュラム・マネジメントの充実が図られるよう、研究推進校への研究支援を進めます。

施策1	キャリア在り方生き方教育の推進			
概要	<p>教育プランの基本目標である「自主・自立」「共生・協働」の実現に向けたキャリア在り方生き方教育を推進していきます。</p> <p>発達の段階に応じた福祉教育の推進など、「かわさきパラムーブメント」の視点も踏まえた取組を計画的・系統的に推進します。</p> <p>教師用資料である「キャリア在り方生き方教育の手引き」の活用や研修会などを通じて、全校での取組を支援していきます。</p> <p>高等学校における「キャリア在り方生き方ノート」を作成・配布し、学校での活用を支援していきます。</p>			
事務事業名	キャリア在り方生き方教育推進事業 ★			
担当課	教育政策室（旧：教育改革推進担当）	関係課		
事業の概要	<p>将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む教育を全校でより効果的に実践するため、手引の配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築や家庭との連携を図ります。</p>			
事業計画	<p>H30(2018)</p> <p>研究推進校での研究結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の推進</p> <p>キャリア在り方生き方教育の実施 ・各校における取組の実施</p> <p>多様性を尊重する教育の計画的・系統的な推進に向けた支援 ・教職員の理解を深める研修の実施</p> <p>「キャリア在り方生き方ノート」を活用した取組の推進 ・高等学校用ノート試作版の作成</p> <p>広報等による保護者等への理解促進 ・リーフレット配布等による広報実施</p>	<p>R1(2019)</p> <p>・研修の実施及び校務用のネットワークを活用した実践の周知</p> <p>・高等学校用ノートの作成・配布</p>	<p>R2(2020)</p> <p>・活用推進</p>	<p>R3(2021)</p> <p>・活用推進及び小・中学校用ノートの見直し検討</p>
実施状況				
<p>①「キャリア・進路指導担当者研修会」を年間3回実施し、担当者が中心となって各学校でのキャリア在り方生き方教育を推進することができるようにするとともに、学校から要請された訪問研修等を84回実施しました。</p> <p>②研修会でのかわさきパラムーブメントについての啓発を継続するとともに、他局と連携して教育活動に活用できる教材を作成し、活用されるよう啓発するなど、学校における多様性を尊重する教育活動の実施を支援しました。</p> <p>③「キャリア在り方生き方ノート」を活用した取組の推進及び小・中学校用ノートの見直しの検討については、令和2年度に前倒して取り組みを進めることができたため、令和3年度は、「キャリア在り方生き方ノート」について、担当者研修会及び訪問研修会を開催し、教員が授業で効果的に活用できるよう支援しました。また、作成したキャリア・パスポートに合わせて「キャリア在り方生き方ノート」を配布する学年を変更し、小学生から中学生へ進学後も引続き使用されやすいように工夫しました。</p> <p>④「キャリア・パスポート」の活用について理解を深めることができる保護者向けリーフレットを作成し、配布しました。また、「教育だよりかわさき」にキャリア在り方生き方教育の実践例を掲載、紹介し、保護者の教育活動への理解を深めました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①研究推進校での研究結果を活かした、キャリア在り方生き方教育の推進については、より学校の特色を生かし、今日的な教育課題に対応した、カリキュラム・マネジメントとなるよう具体性のある研修を行っていきます。</p> <p>②多様性を尊重する教育の計画的・系統的な推進に向けた学校支援については、各学校の実践例を集め、実践集として配布することで、継続して各学校の理解を深めていきます。</p> <p>③教職員が「キャリア・パスポート」及び「キャリア在り方生き方ノート」を効果的に活用できるよう活用の促進に取り組みます。</p> <p>④キャリア在り方生き方教育について保護者等の理解が深まるよう、リーフレットを配布するなど広報活動を継続していきます。</p>				

基本政策Ⅱ

学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

現状と課題

- ・子どもたちが自ら学び、課題を見つけ、主体的に判断し、問題解決のために他者と協力する資質や能力を伸ばしていくためには、「確かな学力」を育成していく必要があります。
- ・「豊かな心」の育成については、子どもたちの規範意識、自尊感情、他者への思いやり、主体的に判断し適切に行動する力などを育むため、深く考え、議論する道徳教育や人権尊重教育の推進が必要です。
- ・「健やかな心身」の育成については、偏った栄養摂取や朝食の欠食などの食生活の乱れや肥満・痩身等の課題が挙げられることから、学校保健、学校給食、食育の充実により、現代的な健康課題等に対応し、子どもの心身の健康の保持・増進を図ることが重要です。
- ・インターネットが現代社会に変革をもたらすとともに、パソコンやスマートフォンなどが広く個人にも普及し、誰もが情報の受け手だけでなく送り手にもなり得るようになっており、情報教育を充実していく必要があります。

政策目標

子どもたちの学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、将来の予測が難しい社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身につけることをめざします。

主な取組成果

市学習状況調査・市学習診断テストとそれに併せて行う「生活や学習に関するアンケート」を実施し、調査結果を配布することで、児童生徒や保護者が学習状況や今後の課題を把握し、「主体的に学習に取り組む意欲」を養うとともに、学校が授業改善に活用することで、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりの「学び」を大切にした学力向上策を推進しました。

子どもたちの人権感覚、人権意識の向上を図るため、コロナ禍においても、子どもの権利学習派遣事業を25校107学級で実施したほか、市民団体と共催で「子どもの権利フォーラムinかわさき」を実施し、子どもの権利の普及啓発に取り組むなど、子どもたちの自尊感情や他者への思いやりなどを育みました。

休み時間等を活用した外遊びや長縄跳びなどに取り組む「キラキラタイム」の成果を競う「kawasaki キラキラ みんなでチャレンジ」を24校で実施し、学校体育活動の充実を図りました。また、給食費の公会計化を実施しました。小中学校及び給食センター間の連携や、改訂した「学校における食に関する指導のてびき」の活用・周知を図り、小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進しました。

すべての小中学校及び特別支援学校の義務教育段階で、1人1台分の端末及び校内無線LAN環境を活用して、かわさきGIGAスクール構想のステップ0・1の取組を進めるとともに、情報化推進モデル校2校、GIGAスクール推進協力校12校の計14校で研究を行い、児童生徒の情報活用能力の育成を図りました。

川崎市立高等学校改革推進計画第2次計画に基づき、新たな価値を生み出す豊かな創造性、グローバル化の中で多様性を尊重する力の推進等に取り組む、魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進しました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。

指標名		実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3 (2021)
授業の理解度	小5	90.9% (H29 (2017))	89.5%	91.5%	90.1%	90.1%	93.0%以上
	中2	77.2% (H29 (2017))	77.3%	77.7%	80.8%	79.6%	80.0%以上
「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合【出典：川崎市学習状況調査】 小5：国語、算数、理科、社会の平均 中2：国語、数学、理科、社会、英語の平均							
授業の好感度	小5	77.8% (H29 (2017))	76.2%	77.7%	73.9%	75.4%	80.0%以上
	中2	61.2% (H29 (2017))	62.8%	62.5%	64.5%	63.0%	65.0%以上
「学習は好き、どちらかといえば好きだ」と回答した児童生徒の割合【出典：川崎市学習状況調査】 小5：国語、算数、理科、社会、総合の平均 中2：国語、数学、理科、社会、英語の平均							

指標名		実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
授業の有用度	小5	93.8% (H29(2017))	91.7%	92.3%	90.9%	92.4%	96.0%以上
	中2	76.1% (H29(2017))	77.7%	79.2%	80.5%	81.0%	79.0%以上
「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに役に立つ、どちらかといえば役に立つ」と回答した児童生徒の割合【出典：川崎市学習状況調査】 小5：国語、算数、理科、社会、総合の平均 中2：国語、数学、理科、社会、英語の平均							
英語によるコミュニケーションへの積極性	中2	81.7% (H29(2017))	84.6%	85.8%	82.7%	81.8%	84.0%以上
「道で外国人に英語で話しかけられたとき、何とか英語で話そうとする」と回答した生徒の割合【出典：川崎市学習状況調査】							
規範意識*	小6	86.0% (H29(2017))	—	89.5%	—	90.5%	88.0%以上
	中3	84.9% (H29(2017))	—	87.1%	—	90.4%	87.0%以上
「人が困っているときは、進んで助けている、どちらかといえば助けている」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							
子どもの体力の状況*	小5(男)	100.0% (H29(2017))	99.1%	100.0%	—	99.9%	101以上
	小5(女)	99.7% (H29(2017))	99.1%	100.0%	—	99.8%	101以上
	中2(男)	92.9% (H29(2017))	93.5%	94.6%	—	94.5%	100以上
	中2(女)	95.1% (H29(2017))	96.3%	96.5%	—	96.3%	100以上
体力テストの結果（神奈川県の実績値(体力合計点)を100とした際の本市の割合)【出典：全国体力・運動能力、運動習慣等調査】							

*参考指標「規範意識」について、平成30年度は出典元の調査において設問がなかったため記載をしません。

*参考指標「規範意識」と「子どもの体力の状況」について、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により調査が実施されていないため、記載をしません。

主な課題

市学習状況調査等の実施により子どもたちが自らの学習状況と課題を把握することや、1人1台端末を活用して各学校が子どもの実態等を踏まえた授業改善等の取組を行うことにより、「分かる」授業の実現に向けた取組を継続して行う必要があります。

道徳教育、人権尊重教育の充実や「かわさきパラムーブメント」の理念の実現に向けて、多様性を尊重する社会の担い手を育てる教育などを、引き続き、計画的・系統的に行っていく必要があります。

現代的な健康課題等に対応し、子どもの心身の健康の保持・増進を図るとともに、引き続き小中9年間にわたる「健康給食」を提供し、体系的・計画的な食育を推進する必要があります。

「かわさきGIGAスクール構想」を推進し、未来社会の創り手となる子どもたちに必要な力を育てるために、端末の活用に向けた着実な人材育成と現場における段階的な活用のステップアップや、GIGAスクール構想で整備されたICT環境を活かした効果的な学習支援等の取組が求められています。

各学校の特色を活かした多様な学習ニーズに対応する教育活動を実施し、魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進していく必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

新型コロナウイルスの影響により、教育活動や学習活動にどのような影響が出るか心配だったが、学習状況調査に関する事でいうと大きな低下は見られず、成果としてあげられる。

校務支援システムでは扱えないような教員同士のコミュニケーションや書類の作成、施設予約や面談予約などにおいても積極的にGIGAスクール構想により導入されたICT環境を活用していくべき。併せて、ルール整備等を進めていくことも必要。

GIGA端末を有効に活用することで、児童生徒の学習意欲を高め、積極的な学習活動が進められる場面が多くみられるようになった。

子どもの体力低下が気になる。新型コロナウイルス感染症を踏まえながら子どもたちの体力向上に向けての取組を実施していきたい。

「特色ある高校教育の推進」で課題として指摘された、定時制生徒に対する学習支援、就労支援については大変重要な点であるが、生徒の実態に合わせた取組となるよう、各学校の現状を反映した取組を推進してほしい。

今後の取組の方向性

これまで小学校5年生と中学校2年生で実施してきた市学習状況調査及び市学習診断テストについて、小学校4年生から中学校3年生へと対象学年を拡充し、スタディ・ログを活用することで、すべての子どもが「分かる」ことをめざし、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた学習活動の充実を図ります。

答えが一つではない道徳的課題を一人ひとりの子どもが自分自身の問題ととらえ、向き合うことができるよう「考え、議論する道徳」を推進するとともに、教員経験5年目以下を対象とした「いのち・心の教育」に関する研修を行い、指導体制の充実を図ります。また、新たな人権課題についても啓発資料を作成して、周知し、子どもたちの人権感覚や人権意識の育成に向けた取組を推進します。

児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行います。また、児童生徒が小中9年間を通じて、「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を効果的に身につけられるよう、川崎らしい特色ある「健康給食」を推進していきます。

教職員の研修を実施し、授業力向上につなげるとともに、研究推進協力校における取組の支援と検証を行うことで、「かわさきGIGAスクール構想」に基づいたステップ2の取組を着実に推進し、GIGA端末の活用に向けた人材育成と現場における段階的なステップアップを進めます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により登校できなくなった場合でも、家庭で学習ができるようオンラインでの学習支援を推進するなど、整備されたICT環境を活かした取組を進めます。

魅力ある市立高等学校づくりに向けて、各学校が魅力ある教育課程の編成等を通じ、特色ある教育を進めることで、多様な教育ニーズに対応するとともに、確かな学力を育み、生徒一人ひとりの希望する進路の実現をめざします。また、定時制課程に在籍する生徒の将来の自立に向け、各学校における学習や就職等の相談・支援の充実を図ります。

施策1	確かな学力の育成
概要	「確かな学力」を育成するためには、「基礎的な知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」をバランスよく育み、「主体的に学習に取り組む意欲」を養うことが必要となります。本施策では、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりの「学び」を大切にした学力向上策を推進します。

事務事業名	学力調査・授業改善研究事業 ★			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	学力の状況を的確に把握するために、調査・研究を行い、その結果を活用して、子どもたちが「分かる」を実感できる授業づくりを推進します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	市学習状況調査(小5、中2)・市学習診断テストの実施(中1、中3)の実施及び結果の活用推進			→
	調査・テストの実施及び個票配布 ・調査等の実施			→
	「生活や学習に関するアンケート」調査の実施及び調査結果の活用 ・調査実施及び結果の活用			→
	全国学力・学習状況調査の結果に基づく、各学校における結果報告書の作成・数値目標の設定等による授業改善の推進 ・さらなる授業改善の検討・実施			→
	実践事例集の活用による指導力の向上 ・学習指導要領の改訂内容に対応した実践事例集の作成・配布			→

実施状況

①市学習状況調査・市学習診断テストとそれに併せて行う「生活や学習に関するアンケート」調査については、小学校では令和3年5月11日、中学校では11月9日に予定通り実施しました。調査結果については、小学校は9月、中学校は1月に個票を配布し、児童生徒や保護者が学習状況や今後の課題を把握することや、学校が授業改善に生かすこと等、活用を推進しました。また、計画通り、小学校調査に係る説明会は9月に報告書冊子を配布するとともに動画配信の形で実施し、中学校調査については各学校へ3月に報告書冊子を送付しました。

②全国学力・学習状況調査については、5月27日に実施しました。また、調査結果に基づくさらなる授業改善の検討など調査の活用については、学校報告作成に係る説明会と授業改善に係る説明会はいずれも動画配信しました。市内児童生徒の状況を共有するとともに、授業での活用ポイントを示すなどして、授業改善を進めました。

③学習指導要領の改訂内容に対応した実践事例集については、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善案について各教科等で具体案を示しました。

課題と今後の取組

①市学習状況調査・市学習診断テストの実施及び調査結果の活用や、「生活や学習に関するアンケート」調査の実施及び調査結果の活用については、児童生徒の学習状況や生活状況の多様化、令和3年度から始まったGIGAスクール構想による学習方法の多様化等を踏まえ、今後も問題や質問の検討や改善をしながら、継続的に実施します。

②全国学力・学習状況調査の結果に基づく、さらなる授業改善の検討・実施については、調査結果の報告の方法の工夫・改善等を図りながら継続して実施します。

③学習指導要領の内容に対応した実践事例集の作成・配布については、学習指導要領の内容や趣旨、本市の児童生徒の学習状況の実態を踏まえるとともに、GIGAスクール構想の視点等、事業に係る状況に対応して内容の改善を図りながら、継続して実施します。

事務事業名	きめ細やかな指導推進事業 ★			
担当課	総合教育センター	関係課	教職員企画課	
事業の概要	習熟の程度に応じたきめ細やかな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	研究成果を活かした、習熟の程度に応じた学習など、きめ細やかな指導・学びの推進			
	小中9年間を見通した算数、数学の習熟の程度に応じた指導の充実 ・研究の成果を活かした取組の実施			
	手引き等を活用した取組の実施 ・「実践編」の冊子を活用した取組の実施			
	少人数指導・少人数数学級等の推進 ・学校の実情に応じた取組の充実			
実施状況				
<p>①小中学校の実践事例を学校担当者会にてそれぞれ紹介し、小中9年間を見通した算数、数学の習熟の程度に応じた指導の実践的な研究を推進しました。また、年2回実施している担当者会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、双方向型のオンラインで開催する等、開催方法を工夫し実施しました。</p> <p>②「きめ細やかな指導 実践編」の冊子の活用を推進するとともに、教師向けに指導力向上の映像教材を作成し、各学校に配付しました。(市内 小学校114校、中学校52校)</p> <p>③学校の実情に応じた少人数指導・少人数数学級等の実施については、実施学年や時期、単元や形態など、各学校の実状に合わせて実施しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導については、各学校の実態に応じた指導をさらに充実させるため、今までの研究を踏まえながら各学校の事例をさらに共有していきます。また、G I G A端末の利活用などの研修を進めながら指導の充実を図ります。</p> <p>②「きめ細やかな指導 実践編」の冊子の活用については、学校担当者会や要請訪問などで周知するとともに、各学校の実情に合わせた取り組みを行い、きめ細やかな指導の充実を図ります。</p> <p>③学校の実情に応じた少人数指導・少人数数学級等の実施状況の把握や確認、担当者会にて各学校での取り組みを近隣の学校で共有するなど継続して取組を進めます。</p>				

事務事業名	英語教育推進事業 ★		
担当課	総合教育センター	関係課	
事業の概要	外国人と直接コミュニケーションを図る機会を増やし、異文化を受容する態度を育成するため、研修の充実により教員の指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手（ALT）を活用する等、英語教育を推進します。		
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
事業計画	文部科学省の中央研修等を活用した、英語教育推進リーダーの養成と活用 ・養成数（累計）：25名	・英語教育推進リーダー活用の推進	
	英語教育推進リーダーによる外国語教育指導力向上研修の実施 ・各校1名以上参加の必修研修の実施		
	ALTの配置・活用による英語教育の推進 ・小・中学校：86名 高等学校：5名	・小・中学校：96名 高等学校：5名	・小・中学校：108名 高等学校：5名
	小学校における英語の教科化等に対応した指導体制の整備 ・CETの選任		
	CET等への必修研修の実施 ・各校1名以上の参加		
	大学と連携した各種講座や外部試験受験の促進に向けた取組 ・中学校英語二種免許取得講習の受講促進 受講者数：34名	・中学校英語二種免許取得講習の受講促進 受講者数：40名	
	・小学校外国語教授基礎論講座の受講促進 受講者数：58名		
小学校英語強化教員（中学校英語科非常勤講師等）の派遣による英語授業力向上 ・学級担任の授業力向上に向けた授業モデルの提示や相談・助言などの支援			
実施状況			
<p>①英語教育推進リーダーについては、研究会議研究員や、実践事例集編集委員、研修講師として役割を果たす等、その活用を推進しました。</p> <p>②外国語教育指導力向上研修については、中学校で2回、高等学校で2回実施しました。</p> <p>③小・中学校に107名、高等学校に6名、計113名のALTを配置しました。</p> <p>④全小学校の外国語教育推進担当者を中核英語教員（CET）として位置づけ、さらなる指導体制の充実を図りました。</p> <p>⑤年3回の中核英語教員（CET）研修、年3回の小学校英語強化教員（ERT）研修を実施しました。</p> <p>⑥中学校英語二種免許取得講座は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で受講希望者が減少し13名が受講しました。小学校外国語教授基礎論講座は58名の受講を予定していましたが本年度の受講を見送った学校があり、35名の受講となりました。補填としてCET研修において、外国語教育に必要な知識を習得し、英語力・指導力向上をねらいとする内容で研修を実施しました。</p> <p>⑦小学校英語強化教員（ERT）を69校に派遣し、学級担任との連携による英語授業力向上を推進しました。</p>			
課題と今後の取組			
<p>①研修会、研究会議、研究授業等での英語教育推進リーダーの活用を引き続き進めます。</p> <p>②中学校と高等学校でそれぞれ2回の外国語教育指導力向上研修に加え、小学校で3回の研修を実施します。</p> <p>③引き続きALTを小中学校及び高等学校に計113名配置します。</p> <p>④全小学校で中核英語教員（CET）を中心とした指導体制を継続、推進します。</p> <p>⑤CET等への必修研修の実施については、年3回の中核英語教員（CET）研修、年3回の小学校英語強化教員研修を実施します。</p> <p>⑥中学校英語二種免許取得講座は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で受講希望者が減少したため、2名の受講となりました。小学校外国語教授基礎論講座は令和3年度で終了となるため、令和4年度以降は、中核英語教員（CET）研修で外国語教育で必要な知識を学べるよう取組を進めます。</p> <p>⑦小学校英語強化教員（ERT）の派遣を継続します。</p>			

事務事業名	理科教育推進事業 ★			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	理科支援員の配置や中核理科教員（CST）の養成などにより、若い教員の授業力向上や観察・実験の機会の充実を図り、子どもたちが興味・関心を持って主体的に学習に取り組める魅力ある理科教育を推進します。また、企業や研究機関、大学と連携して、技術者、研究者による派遣授業などの実施を支援します。			
	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）
事業計画	理科支援員配置による理科教育の推進 ・全小学校への継続的な配置			
	横浜国立大学と連携した中核理科教員（CST）養成及び活用の推進 ・CST養成数：全67名	・CST養成数：全72名	・CST養成数：全77名	・CST養成数：全82名
	CSTによる理科指導力向上のための教員研修の実施 ・CSTによる研修数：4講座			
	市内小・中学校でのCST実習生の受入 ・受入校数：2校			
	先端科学技術者の派遣授業の実施 ・実施回数：16回			
実施状況				
<p>①理科支援員を全小学校に配置するとともに、理科支援員を対象とした研修を実施し、理科教育の推進をしました。</p> <p>②横浜国立大学と連携した中核理科教員（CST）養成プログラムの実施については、延べ73人が認定されました。</p> <p>③CST修了者を講師とする理科指導力向上のための教員研修については、開催方法を工夫し、4講座を開催しました。</p> <p>④市内小・中学校でのCST実習生の受入については、横浜国立大学の体制変更に伴い、令和2年度をもって事業が廃止となりました。</p> <p>⑤臨海部国際戦略本部と神奈川県立産業技術総合研究所（KISTEC）と連携して、科学技術者等の派遣授業を22回行いました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①理科支援員の小学校全校配置を継続しますが、国からの補助金の縮小により、継続することに課題があります。引き続き、理科教育の充実に向けて、国に事業の必要性を訴えるとともに、配置回数の確保や効果的な配置に努めます。</p> <p>②横浜国立大学と連携したCST養成プログラムについては、令和3年度から横浜国立大学の体制変更に伴い、教職大学院に位置付く新しい養成プログラムとなりました。引き続き、大学と協議を続け、事業の継続とともに、CSTの養成を推進します。CSTの活用については、初任者研修等の講師等、活用の場面を設定しました。今後の学校の状況等を踏まえながら、活用場面の拡充に努めます。</p> <p>③CSTによる理科指導力向上のための教員研修の実施については、働き方改革の流れを踏まえ、理科教育の研修日数や時間については短縮を考えつつ、内容をより充実させることで短縮分を補っていきます。</p> <p>④市内小・中学校でのCST実習生の受入については、横浜国立大学の教職大学院への一本化に伴い、これまでの大学院副専攻プログラムがなくなることから、令和2年度末をもって終了しました。</p> <p>⑤先端科学技術者の派遣授業については、校務支援システムを活用し、引き続き、教員への広報を進めます。</p>				

事務事業名	小中連携教育推進事業			
担当課	教育政策室（旧：教育改革推進担当）	関係課		
事業の概要	新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校などにつながる「中1ギャップ」が見られることから、小中9年間の系統的な教育の実施と、小学校から中学校への接続の円滑化を図ります。			
	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）
事業計画	小中9年間を円滑に接続する小中連携教育の推進 ・全中学校区における継続実施			
	指定中学校区でのカリキュラム開発研究の推進 ・2年間の研究の総括 実践報告集の編集・発行や小中連携教育担当者会議の開催による有効な実践の共有 ・有効な実践の共有のための取組の実施	・2中学校区の指定及び研究実施	・2中学校区の指定及び研究実施	・2中学校区の指定及び研究実施
実施状況				
<p>①51中学校区の各連携校において、小中連携教育の重点に沿った計画的で実効的な小中連携教育に取り組みました。</p> <p>②2中学校区で社会に開かれた教育課程の実現をめざすカリキュラム開発の研究を実施し、取組内容をリーフレット等にまとめて学校関係者や保護者、地域等に広報しました。</p> <p>③小中連携教育の実践報告を通して、有効な実践事例を共有しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>各小中学校における小中9年間の系統的な教育の実施については、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む「キャリア在り方生き方教育推進事業」で内容の一部を継続し、小中の情報共有等の小中9年間を円滑に接続する小中連携教育の推進については、「地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業」で区における小中連携教育の推進へと引き継ぎ、当事業は廃止します。</p>				

事務事業名	学校教育活動支援事業			
担当課	総合教育センター	関係課	指導課	
事業の概要	教育活動サポーターを配置することにより、学校のきめ細やかな指導を支援します。また、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。			
	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）
事業計画	教育活動サポーターの配置 ・継続実施			
	小・中・特別支援学校における自然教室の実施（八ヶ岳少年自然の家等） ・継続実施			
実施状況				
<p>①学習支援、教育相談支援等を行う教育活動サポーターを小学校89校に計3,254回、中学校35校に計1,381回配置しました。</p> <p>②自然教室は新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、全校実施しました。今後も新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に注視しながら、健康チェック表を基に出発前の検温を記録、感染症対策を念頭においた実地踏査を行う等感染リスクに配慮した運営をしていきます。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①教育活動サポーターについては、学校のきめ細やかな指導を支援するため、引き続き配置を行います。</p> <p>②自然教室については、児童生徒の豊かな情操を養うため、自然教室の実施など、学校における教育活動の支援に引き続き取り組みます。今後も新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に注視しながら、健康チェック表を基に出発前の検温を記録、感染症対策を念頭においた実地踏査を行う等、感染リスクに配慮した運営をしていきます。</p>				

施策2	豊かな心の育成
概要	「豊かな心」を育成するためには、自らを律しつつ、他者と協調し、他人を思いやる心や感動する心、社会性、公共の精神などを育てていく必要があります。子どもたちの健やかな成長のため、読書活動、体験活動などを通して、道徳教育や人権尊重教育等の充実を図り、命の大切さを実感させる「いのち・心の教育」をすべての教育活動の基盤としながら、豊かな人間性を育む取組を推進していきます。

事務事業名	道徳教育推進事業			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	「特別の教科 道徳」が実施されることを踏まえ、児童生徒が、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を養うことができるよう、道徳教育を推進します。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた道徳教育の推進 ・担当者研修等の充実			➔
実施状況				
①学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、担当者の研修を双方向型オンラインで2回実施しました。道徳教育を分かりやすく推進するための具体例を紹介し、教育活動全体を通して児童生徒の道徳性を養うことができるように推進しました。また、教員経験5年目以下の教員を対象とした研修では、市内教員による講演や実際の授業を視聴しての研究協議を通して、道徳科の授業づくりについて教員の理解を深めました。				
課題と今後の取組				
①学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた担当者研修等の実施については、道徳教育の充実は喫緊の課題であるため、今後も継続して取り組む必要があります。次年度以降も担当者と教員経験5年以下の教員を対象に、各学校の道徳教育目標の実現に向け、児童生徒の学びと教育活動を関連させた取組の事例や道徳科の授業や評価についての研修を実施していきます。各学校の教育課程を踏まえ、道徳教育と関連させる教育活動を焦点化するなど、実態に応じて実施していくことの重要性を教員や各学校へ周知していきます。				

事務事業名	読書のまち・かわさき推進事業				
担当課	指導課	関係課	生涯学習推進課		
事業の概要	子どもから大人までが読書に親しめるよう、さまざまな読書活動を推進するため、学校司書の配置による読書環境の整備など、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」に基づく取組を推進します。				
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	
事業計画	「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」に基づく事業推進 ・計画に基づく取組の実施			・次期計画の策定	
	総括学校司書及び学校司書の配置による学校図書館の充実 ・総括学校司書：21名 ・学校司書：28校 ・総括学校司書による司書教諭等への支援の継続実施	・総括学校司書：21名 ・学校司書：35校	・総括学校司書：21名 ・学校司書：42校	・総括学校司書：21名 ・学校司書：56校	
	図書ボランティアによる読書活動の推進 ・読み聞かせ等の継続実施				
	図書担当教諭や図書ボランティアの資質向上のための研修の実施 ・研修実施回数：24回				
	「かわさき読書の日」を中心とした啓発広報の推進 ・かわさき読書週間における展示会等の継続実施				
	川崎フロンターレ等との連携による読書活動の推進 ・連携した取組の実施				
	家庭における子どもの読書活動の推進 ・「えほんだいすき」の作成・配布				
	関係機関と連携した情報交換 ・学校の研究会や部会等と連携協力した情報交換の継続実施 ・子ども読書活動連絡会議等を通じた情報交換				
	実施状況				
	<p>①「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校における読書活動の推進に取り組むとともに、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第4次）」を策定しました。</p> <p>②総括学校司書の配置（21校）及び学校司書の配置（56校）を行いました。</p> <p>③図書ボランティアによる学校図書館の環境整備や読み聞かせ等により、読書活動を推進しました。</p> <p>④図書ボランティア等の研修は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部中止としました。今後は、新型コロナウイルス感染症拡大への対策を踏まえた研修手法について検討を進めていきます。</p> <p>⑤読書活動優秀団体（個人）や児童生徒（学校）の表彰、川崎フロンターレと図書館との協働により現役選手による読み聞かせイベントを1回実施するとともに、ポスター、リーフレット、しおりを作成し、図書館等施設及び学校を通じて児童生徒に配布しました。また、市内の小学校（3校）において川崎フロンターレのコーチ及び劇団ひとみ座による読み聞かせを実施しました。</p>				
課題と今後の取組					
<p>①読書活動の推進の取組については、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭における読書活動、地域における読書活動、学校等における読書活動、「かわさき読書の日」を中心とした啓発活動の推進を図ります。</p> <p>②学校司書の配置については、全小学校への配置拡充に向けて取り組みます。</p> <p>③図書ボランティアによる読書活動の実施については、引き続き推進します。</p> <p>④図書ボランティア等の資質向上に向けた研修の実施については、対面での実施を原則とし、新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に注視しながら、引き続き取り組みます。</p> <p>⑤川崎フロンターレとの連携・協働による読書活動の実施については、引き続き推進します。</p>					

事務事業名	子どもの音楽活動推進事業			
担当課	指導課	関係課		
事業の概要	音楽のすばらしさを味わい、体験することを通して、子どもたちの豊かな感性を育み、生涯を通じて音楽を愛好する心情を育てられるよう、本格的なオーケストラ鑑賞や、市内の貴重な音楽資源を活用した音楽の体験活動を推進します。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	ミューザ川崎シンフォニーホール等を活用した「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施 ・体験者数：9,000人以上			
	ミューザ川崎シンフォニーホールを舞台とする「子どもの音楽の祭典」の実施 ・継続実施			
	市内音楽大学と連携した「ジュニア音楽リーダー」（中学生）の育成 ・実施校数：20校程度			
実施状況				
<p>①「子どものためのオーケストラ鑑賞」は、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら実施し、計9,708人が体験しました。（ミューザ川崎シンフォニーホール体験者数：7,431人／テアトロ・ジーリオ・ショウワ体験者数：2,277人）今後も新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に注視しながら、感染リスクに配慮した運営をしていきます。</p> <p>②「子どもの音楽の祭典」は、本番に向けて練習を重ねましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。今後も新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に注視しながら、感染リスクに配慮した運営をしていきます。</p> <p>③市内音楽大学と連携した「ジュニア音楽リーダー」は、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、20校の実施となりました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①「子どものためのオーケストラ鑑賞」については、新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、より多くの子どもたちに音楽に触れる機会を提供し、充実に向けて取り組めます。今後も新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に注視しながら、感染リスクに配慮した運営をしていきます。</p> <p>②「子どもの音楽の祭典」は、子どもたちが中心となって音楽活動に取り組めるよう、引き続き行います。今後も新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に注視しながら、感染リスクに配慮した運営をしていきます。</p> <p>③「ジュニア音楽リーダー」の育成については、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に配慮して取り組めます。</p>				

事務事業名	人権尊重教育推進事業			
担当課	教育政策室（旧：人権・共生教育担当）	関係課		
事業の概要	子どもたちの人権感覚、人権意識の向上を図ります。また、「川崎市子どもの権利に関する条例」の周知と正しい理解の促進を図ります。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の実施 ・開催：2回			
	人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施 ・研修参加者数：2,450人			
	人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用 ・補助教材の作成・配布			
	子どもの権利学習派遣事業の実施 ・派遣学級数：105学級			
実施状況				
<p>①人権尊重教育推進会議を书面開催にて1回実施しました。</p> <p>②人権尊重教育研究推進校3校、実践校2校を定め、学校での人権尊重教育推進の取組を継続したことで、具体的な人権尊重の視点に立った指導や支援の実践を通して人権尊重の学校づくりを進めることができました。また、研修については、オンライン形態等で実施し、2,837人が参加しました。</p> <p>③市民文化局作成「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」リーフレットにあわせた指導資料の作成及び配布を行うとともに、条例に合わせた授業の実施、またG I G A端末に人権尊重教育サイトを立ち上げ、学校への情報提供等の体制充実を図りました。</p> <p>④子どもの権利学習派遣事業については、新型コロナウイルス感染症対策により実施を取りやめる学校が多い中、25校107学級が実施しました。また、講師派遣団体等と協議し、学校が事業に取り組みやすくなるよう、大人プログラムの在り方などの検討を進めました。さらに、市民団体と共催で「子どもの権利フォーラムinかわさき」を実施し、子どもの権利の普及啓発に努めました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①人権尊重教育推進会議については、会議の在り方や持ち方の検討を行いながら、引き続き実施していきます。</p> <p>②人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施については、内容の充実を図りながら、引き続き実施していきます。</p> <p>③人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用については、G I G A端末の積極的活用等、内容や手法の改善を図りながら引き続き実施していきます。</p> <p>④子どもの権利学習派遣事業については、学校が取り組みやすい手法を講師派遣団体とともに研究し、学校での積極的な実施を働きかけていきます。また、国や県、他部局、人権関連団体等の啓発資料を配布するとともに、状況に応じた啓発資料を作成し、学校における人権尊重教育の総合的な推進を図ります。</p>				

事務事業名	多文化共生教育推進事業			
担当課	教育政策室（旧：人権・共生教育担当）	関係課		
事業の概要	子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。 また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。			
	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）
事業計画	民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を「民族文化講師」として派遣 ・派遣校数：53校（157人）			
	外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換 ・外国人教育推進連絡会議の開催			
	各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換 ・実践事例報告会の開催による情報交換の実施			
実施状況				
<p>①民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を講師として派遣する取組については、延べ231人を学校に派遣しました。</p> <p>②外国人教育推進連絡会議を新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により1回中止、1回書面開催としました。これまでの会議での意見聴取により内容を更新した「外国につながる児童生徒・保護者のための支援事業一覧（学校版）」を作成、配付しました。</p> <p>③実践事例報告会の開催による各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「学校でできる多文化ふれあい交流会」をオンラインにより開催し、各学校の取組状況についての情報交換を行いました。今後も、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、より実施しやすい手法や内容を検討していきます。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①多文化共生ふれあい事業については、文化体験のバリエーションを増やしながら継続して実施します。</p> <p>②外国人教育推進連絡会議については、会議の在り方や持ち方の検討を行いながら、引き続き実施していきます。</p> <p>③各学校の多文化共生教育の充実に向けた実践事例報告会については、新型コロナウイルス感染症等の状況を見据えながら、効果的な学校間の情報共有が図れるよう、手法を検討していきます。</p>				

施策3 健やかな心身の育成

概要 「健やかな心身」を育成するには、たくましく生きるための健康な体や体力を育んでいく必要があります。生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むために、心身の調和的な発達を図ることは大変重要です。本施策では、子どもの体力向上のための方策の推進やさらなる食育の充実など、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培う取組を推進していきます。

事務事業名	子どもの体力向上推進事業			
担当課	健康教育課	関係課		
事業の概要	児童生徒の健全な心身の育成をめざし、地域スポーツ人材を活用しながら学校体育活動の充実を図ります。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会の実施 ・各種大会の継続実施			
	休み時間等を活用した外遊びや長縄跳びなどに取り組む「キラキラタイム」の推進 ・全小学校での「キラキラタイム」の継続実施			
	学校体育への武道等指導者派遣の実施 ・継続実施			
	顧問教諭と連携・協力して技術的指導を行う部活動指導者の派遣 ・継続実施			
	全国大会等出場者への旅費等の補助 ・継続実施			
	中学校におけるオリンピック・パラリンピアンとの交流事業（講演会やバラスポーツの体験など）の実施 ・実施校数：10校			

実施状況

- ①中学校総合体育大会は実施しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会は中止としました。今後も感染の流行状況等を精査し、実施の可否について検討していきます。
- ②休み時間等を活用した外遊びや長縄跳びなどに取り組む「キラキラタイム」の成果を競う「kawasaki キラキラ みんなでチャレンジ」を24校で実施しました。
- ③学校体育への武道等指導者派遣の実施については、国の委託事業の見直しに伴い、平成30年度末をもって事業を終了しました。
- ④顧問教諭と連携・協力して技術的指導を行う部活動指導者を34校に派遣しました。なお、部活動指導員の配置拡充により、部活動指導者の派遣を希望する学校数が減少したため、目標を下回りました。
- ⑤全国大会出場者への旅費等を補助しました。

課題と今後の取組

- ①中学校総合体育大会等を引き続き実施します。なお、実施の可否については新型コロナウイルス感染症の流行状況を精査して判断するとともに、実施する場合は感染症拡大防止の対策を図ります。
- ②全小学校でのキラキラタイムの取組を継続し、地区別運動会や陸上記録会については、児童の体力向上の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を含め、新たな実施方法を検討します。
- ③武道等の指導者派遣は、国の委託事業の見直しに伴い、平成30年度末をもって事業終了しました。
- ④部活動指導者の派遣は、部活動指導員の配置計画に併せて段階的に事業規模を縮小しますが、配置計画数を十分に活用できるように各学校へ事業内容等の周知を図ります。
- ⑤全国大会出場者に対しての旅費等の補助を引き続き実施します。

事務事業名	健康教育推進事業			
担当課	健康教育課	関係課		
事業の概要	健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実に図ります。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康教育の推進 ・保健の授業等で継続実施			
	児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 ・養護教諭や栄養士等を対象とした研修の継続実施			
	学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施			
	スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等への支援 ・派遣数：6校			
実施状況				
<p>①薬物乱用防止教室については中学校、高等学校で全校各1回実施しました。</p> <p>②児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応のため、養護教諭や栄養士等を対象とした講演会を実施しました。</p> <p>③学校保健安全法に基づく就学時の健康診断及び定期健康診断（心臓病、尿、結核含む）を実施し、疾病の予防に向けた受診指導や健康観察等、児童生徒の健康管理を行いました。</p> <p>④スクールヘルスリーダー4名を6校に派遣し、若手の養護教諭等への支援を行いました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①児童生徒の健康教育の推進のため、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を図りながら薬物乱用防止教室などを引き続き実施します。</p> <p>②児童生徒のアレルギー疾患に適切に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を図りながら、引き続き研修を実施していきます。</p> <p>③学校保健安全法に基づき、各種健康診断を実施します。</p> <p>④若手の養護教諭等への支援のため、引き続きスクールヘルスリーダーの派遣を行います。</p>				

事務事業名	健康給食推進事業 ★			
担当課	健康給食推進室	関係課		
事業の概要	児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	川崎らしい特色ある「健康給食」の推進 ・食材や味付けにこだわった、健康的で、美味しい給食の提供			
	JAセレサ川崎との連携による「かわさきそだち」の野菜の使用 ・継続実施			
	(株)タニタとの包括協定に基づく健康プログラムの推進 ・健康プログラムの実施			
	小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進 ・学校給食を活用したさらなる食育の充実 ・学校における食に関する指導プラン（小・中）の改訂に向けた取組の実施	・学校における食に関する指導プラン（小・中）の改訂・配布		
	中学校完全給食の円滑な実施 ・中学校全52校における円滑な給食運営 ・学校給食センターPF1事業モニタリングの実施			
	小学校及び特別支援学校の給食充実にに向けた取組の推進 ・老朽機器の計画的更新の継続			
	献立の充実にに向けた取組 ・献立の充実にに向けた給食費の改定			
	給食調理業務の委託化の実施 ・退職動向に合わせた委託化の実施			
	安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援 ・補助金支給の継続実施			
	給食費管理等についての調査・研究 ・調査・研究の実施	・調査・研究の結果を踏まえた取組の検討	・調査・研究の結果を踏まえた取組の実施	
実施状況				
<p>①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進については、主要食材は国産品を使用し、和風の天然だしを使った薄味で美味しい味付けの工夫や、「かわさきそだち」の野菜を使用した献立を提供するなど、「健康給食」をコンセプトとした中学校給食を推進しました。</p> <p>②小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進については、栄養教諭を中核としたネットワークを活性化し、中学校区を拠点とした小・中学校のグループ化し、小・中学校、給食センター間の連携を図りました。また、改訂した「学校における食に関する指導のてびき」の活用について、食育担当者会で説明を行い周知を図りました。</p> <p>③中学校給食の円滑な実施については、学校給食センターPF1事業モニタリングを適切に実施し、安全で安心な給食を安定的かつ円滑に提供しました。</p> <p>④小学校及び特別支援学校の給食充実にに向けた取組の推進については、故障による機器の交換及び老朽機器の計画的な更新を22校で実施し、また、給食調理業務を新たに2校で委託化を実施しました。</p> <p>⑤安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援については、安定的に良質な給食物資を供給するため、給食物資の検査や問題発生時の迅速な対応を給食会と連携して行いました。また、給食会の運営体制を維持していく上での適切な費用を補助し、健全な経営に向けた支援を行いました。</p> <p>⑥給食費管理等についての調査・研究の結果を踏まえ、公会計化を円滑に実施しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進については、児童生徒の健全な身体の発達に資するため、継続して「健康給食」を推進していきます。</p> <p>②小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進については、生涯健康な生活を送るための基礎を育むため、継続して小中9年間にわたる一貫した食育及び家庭まで広がる食育を推進していきます。</p> <p>③中学校給食の円滑な実施については、モニタリングを継続して行うなど、中学校給食を円滑に実施していきます。</p> <p>④小学校及び特別支援学校の給食充実にに向けた取組の推進については、老朽機器の計画的な更新や学校給食調理員の退職動向等に合わせた給食調理業務の委託化を実施するなど、継続して小学校及び特別支援学校の給食充実にに向けた取組を行います。</p> <p>⑤安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援については、学校給食費の公会計化により変更となる学校給食会の給食物資調達業務への関わりに合わせた運営支援を行います。</p> <p>⑥公会計化後の学校給食費の徴収状況を踏まえた取組を推進していきます。</p>				

施策4 教育の情報化の推進

概要 将来の予測が難しい社会において、氾濫する情報の中から、何が重要かを主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、「情報活用能力（情報モラルを含む。）」の育成が重要です。また、子どもたちが、学習や日常生活の中で情報技術を手段として活用する力を身につける一方、教員はICTの特性を活用した、より「分かる授業」を実現していくことが重要です。「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、児童生徒の情報に関する資質・能力を高めるとともに、学校の取組を効果的に支援するために必要な環境を整備し、教育の情報化を推進します。

事務事業名	教育の情報化推進事業			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、ICT機器整備や研修の充実を図り、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、学校業務の効率化に向けた取組を推進します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく事業推進 ・計画に基づく取組の実施			・次期計画の策定
	児童生徒の情報活用能力の育成の推進 情報化推進モデル校を活用した取組の実施 ・モデル校による研究	・研究成果を活かした取組の実施		
	タブレット型PC等を活用した教員のICT機器の活用能力の向上及び授業における活用推進 ・機器の更新・整備及び活用			
	業務の効率化に資する校務支援システムの活用推進 新システム移行に向けた取組 ・設計	・開発・仮稼働	・本稼働	
	情報システムのネットワーク環境の在り方の検討及び効率化の取組の推進 ・ネットワーク環境の在り方の検討	・検討結果に基づく取組の推進		

実施状況

- ①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく取組の実施について、本計画における3つの方針に対する27項目の各事務事業の推進を図りました。
- ②児童生徒の情報活用能力の育成のため、情報化推進モデル校による研究成果を活かした取組の実施について、GIGAスクール構想の推進に伴い、情報化推進モデル校2校、GIGAスクール推進協力校12校の計14校で情報活用能力育成のための研究を進め、公開授業及び研究のまとめを行いました。
- ③GIGAスクール構想の整備環境を活用した教員のICT機器の活用能力の向上及び授業における活用推進について、教職員の授業力向上のための各校悉皆の研修を7回、希望研修を24回、その他学校からのリクエストに応じた研修を52回行いました。
- ④業務の効率化に資する校務支援システムの活用推進について、システムの安定稼働の管理をしながら、学習指導要領の改訂に伴う帳票変更を実施しました。また、アンケートを実施し、運用等に反映させることで、活用の推進を図りました。
- ⑤情報システムのネットワーク環境のあり方の検討結果に基づく取組の推進について、新たに教育用のGIGAネットワークが令和2年度末に追加されたため、GIGAネットワークを含めた学校内のネットワーク環境全体のあり方について検討を継続しています。また、高等学校でのGIGAネットワークの機器増強を実施しました。

課題と今後の取組

- ①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に係る次期計画をもとに、各重点事項について検討、改善を行いながら取組を推進します。
- ②児童生徒の情報活用能力の育成のため、情報化推進モデル校による研究成果を活かした取組の実施、児童生徒の情報活用能力の育成に向け、モデル校等でのGIGAスクール構想によるICT環境整備の活用に関する研究を行い、成果を他の学校の取組に生かせる仕組みを構築していきます。
- ③GIGAスクール構想の整備環境を活用した教員のICT機器の活用能力の向上及び授業における活用推進を行うための研修等を実施することにより、ICT環境の活用を推進します。
- ④校務支援システムの活用推進を促進し、業務効率化を推進します。
- ⑤新規追加されたGIGAネットワークを含め、既存のネットワーク環境と併せて整理し、最適なネットワーク環境の検討を進めていきます。

施策5	特色ある高等学校教育の推進
概要	グローバル化、情報化の進展などの社会状況の変化に伴い、生徒の能力や適性、興味・関心、進路希望等が一層多様化しています。本施策では、市立高等学校で学ぶ生徒一人ひとりが、多様な人々と協力し、主体性を持ってさまざまな課題の解決を図っていくために必要となる力を身につけることができるよう、各校の特色を活かした多様な学習ニーズに対応する教育活動の充実を図り、魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進していきます。

事務事業名	魅力ある高校教育の推進事業			
担当課	指導課	関係課		
事業の概要	「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた、魅力ある高校づくりを進めるとともに、川崎高校及び附属中学校における中高一貫教育や定時制課程の生徒の自立支援の推進を図ります。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進 ・第1次計画の検証・評価及び第2次計画策定に向けた検討	・第2次計画の策定	・計画に基づく取組の実施	➡
	高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施 ・講座実施数：10回程度			➡
	定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援の実施 ・相談・支援の実施			➡
	川崎高校及び附属中学校における中高一貫した体系的・継続的な教育の推進 ・中高一貫教育推進の継続実施			➡
実施状況				
<p>①川崎市立高等学校改革推進計画第2次計画に基づき、新たな価値を生み出す豊かな創造性、グローバル化の中で多様性を尊重する力の推進等に取り組みました。</p> <p>②図書館開放を255日実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開放講座は開催を見送ることとなり、聴講生制度の講座は、一部開催となりました。今後も新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に注視しながら、感染リスクに配慮した運営をしていきます。</p> <p>③定時制生徒の将来の自立に向け、3校で相談・支援を実施しました。</p> <p>④ICTを活用した新たな学習の推進や、国際理解教育等に取り組みました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①川崎市立高等学校改革推進計画第2次計画に基づく取組については、新たな価値を生み出す豊かな創造性、グローバル化の中で多様性を尊重する力の推進をします。</p> <p>②図書館開放等については、高校に対する地域住民の理解や交流を深めるために、引き続き、聴講生制度や図書館開放、開放講座の実施に取り組みます。今後も新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に注視しながら、感染リスクに配慮した運営をしていきます。</p> <p>③定時制生徒に対する学習支援や就労支援の充実については、将来の自立に向け、相談・推進に取り組みます。</p> <p>④川崎高校及び附属中学校については、中高一貫した体系的・継続的な教育を推進します。</p>				

基本政策Ⅱ

一人ひとりの教育的ニーズに対応する

現状と課題

・特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、また、障害も重度化、多様化していることから、さまざまな障害に応じた専門的な教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の在り方や適切な教員配置、教育環境の整備が課題となっています。

・通常の学級においては、発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境、外国にルーツを持つ子どもなど、さまざまな教育的ニーズのある子どもが増加している状況の中、学校では、子どもが抱える課題に対して、組織的な支援を進められるよう校内支援体制の構築を図るとともに、保健・医療・福祉等の専門機関と連携しながら一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を総合的に進めていく必要があります。

・いじめの認知件数は、近年、中学校ではほぼ横ばいを推移し、小学校では増加傾向を示しており、本市では、「かわさき共生＊共育プログラム」を通じて、社会性や豊かな人間関係づくり、人間関係によるトラブルの未然防止を図るとともに、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づいたいじめの早期発見・早期対応を図っています。今後も、より一層学校全体で支援する校内体制を確立することが重要です。

政策目標

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもが大切にされ、いきいきと個性を發揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。

主な取組成果

中央支援学校小学部大戸分教室及び高等部分教室の教育環境の改善に向けて、基本調査の実施及び基本計画の策定を行うとともに、高等部分教室の学校化に向けた検討を進めました。また、重度の障害のある児童が在籍する市内10校において、特別支援学級への介助人材の配置を行うことで、教員の負担軽減を図るとともに、児童生徒の状況に応じた適切な支援体制の構築に係る取組を推進しました。

「かわさき共生＊共育プログラム」推進担当者研修会について、オンラインやGIGA端末を活用する等、開催方法を工夫して実施し、いじめ・不登校の未然防止等について理解を深めることで、児童生徒指導の充実を図りました。また、研究協力校での効果測定・検証について、協力校情報交換会を開催し、過去5年のデータに基づいた平均値と標準偏差の見直しを行うとともに、GIGA端末を活用したアンケートの実施を支援しました。さらに、1人1台端末の整備によるネットワークコミュニケーションなど現代的諸課題に対応した新エクササイズの開発を行い、いじめ・不登校の未然防止に向けた取組を推進しました。

不登校児童生徒の居場所として運営しているゆうゆう広場（適応指導教室）について、研修などの機会を利用することで、効果的に各学校の教員のゆうゆう広場（適応指導教室）に対する理解を深めるとともに、児童生徒の学校への復帰や社会的自立につながるよう、支援方法の改善について検討を進めました。

各区教育担当、学校及び教育政策室が連携して、海外帰国・外国人生徒に対する教育相談を実施し、また、日本語の初め段階の児童生徒や中学生への学習支援、学校生活への適応を支援するため、125人分の日本語指導初期支援員の新規配置を行うことで、子どもが抱える課題に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行えるよう、取組を推進しました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的にを行います。

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
支援の必要な児童の課題改善率	94.6% (H29(2017))	93.2%	89.2%	90.9%	88.6%	95.0%以上
各小学校において把握している、支援の必要なすべての児童数に対して、その後の支援によって課題が改善及び改善傾向にある（12月時点）児童の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
支援の必要な児童に対する支援の未実施率	0.6% (H29(2017))	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
各小学校において把握しているすべての支援の必要な児童数に対して、その後の支援が実施できなかった（12月時点）児童の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
個別の指導計画の作成率 (小・中・高等学校)	70.0% (H28(2016))	96.0%	96.0%	94.9%	98.2%	100%
すべての市立小・中・高等学校数に占める、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して個別の指導計画を作成した学校の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						

指標名		実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
いじめの解消率 *	小学校	83.2% (H28(2016))	73.5%	71.8%	73.1%	70.2%	85.0%以上
	中学校	91.8% (H28(2016))	85.8%	89.0%	81.9%	76.5%	92.0%以上
いじめが解消した割合（解消した件数/認知件数×100）【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】							
いじめに関する意識*	小6	77.9% (H29(2017))	83.2%	82.5%	—	81.5%	82.0%以上
	中3	66.7% (H29(2017))	74.3%	71.9%	—	79.9%	74.0%以上
「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							
不登校児童生徒の出現率 *	小学校	0.52% (H28(2016))	0.59%	0.72%	0.94%	1.09%	0.30%以下
	中学校	3.82% (H28(2016))	4.24%	4.62%	4.76%	4.61%	3.34%以下
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒数の割合（不登校児童生徒数/全児童生徒数×100）【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】							

*参考指標「いじめの解消率」及び「不登校児童生徒の出現率」については、出典元の調査取りまとめの関係で、1年度前の数値を記入しています。
*参考指標「いじめに関する意識」については、令和2年度は全国学力学習状況調査が実施されていないため、記載をしていません。

主な課題

中央支援学校小学部大戸分教室及び高等部分教室の教育環境の改善に向けて、着実に取組を進めるとともに、特別支援学級における介助支援人材の配置校数を拡充し、より充実した支援となるよう取組を進める必要があります。

「かわさき共生＊共育プログラム」推進担当者研修会について、学校の実情に合わせた研修となるよう内容や形態を工夫しながら実施する必要があります。また、現代的諸課題に対応したエクササイズやSOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズについて、効果的に実施できるよう見直ししながら取組を進める必要があります。

「無気力、不安」、「友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」等さまざまな要因から増加傾向にある不登校児童生徒について、状況の改善を図り、社会的自立につなげられるよう、ゆうゆう広場（適応指導教室）での活動内容を社会環境の変化等を考慮しながら、改善していく必要があります。

海外帰国・外国人生徒に対する教育相談について、研修等により教員の対応能力を高めるとともに、就学期前後の切れ目ない支援・相談体制が整備されるよう、他部局と連携して研究を進める必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

田島支援学校桜校には小中学部の肢体不自由部門があり、医療的ケアの必要な児童生徒が多く在籍し、常に命に関わる問題が起こる可能性があるにもかかわらず校長が常駐していない環境は問題だと思うため、田島支援学校の学校化を検討すべき。

不登校解消に向けて取り組みを進めたいと思う一方で、今まで子どもは学校へ行かなければ自分なりに学校との関りをシャットダウンできていたのが、GIGAによりつながってしまうことで逃げ場を失っているといった声も先生方から聞いている。

不登校についてGIGAでつながったことにより、学校に行かなくていいと考え、逆に学校から遠ざかってしまった子どもがいる一方で、GIGAにより少人数教室に行き、教室と少人数教室を繋いで同じ授業を受けるようになった子どももいる。

不登校生徒について、それぞれ家庭の問題など、おかれている状況が違うため、さまざまな選択肢を用意することが大事だと考える。

いじめ側もストレスをため込み攻撃的になりいじめに発展するのではないかと思う。いじめ側もいじめられる側も両方の子どもたちがホッとでき、わんぱくな気持ちを発散できるような夢パークのような場所を各行政区に一つずつ作っていただきたい。

今後の取組の方向性

中央支援学校小学部大戸分教室及び高等部分教室については、施設の狭あい化の解消や多様な学習内容・形態に対応できるよう教育環境の改善に向けて取組を進めます。また、医療的ケアを必要とする児童生徒の状況に応じた適切な支援を行うとともに、小・中学校の特別支援学級に在籍する重度の障害のある児童生徒に対して、外部人材を活用した介助支援人材を配置することで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行っていきます。

「かわさき共生＊共育プログラム」推進担当者研修会について、各学校の実情に合わせた内容となるよう、総合教育センターの教育相談事業と連携をとりながら実施し、いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決につながるよう教育相談体制の充実などを進めます。また、研究協力校での新エクササイズと効果測定の検証結果を踏まえ、各学校でも円滑に取組が進められるよう支援を行います。さらに、SOSの出し方・受け止め方教育について効果的に取組が進められるよう、児童生徒実態把握アンケートを分析し、検証を進めながら導入の検討を進めます。

不登校児童生徒への支援の充実を図るため、ICT等を活用した学習支援や不登校特例校について調査・研究を進めます。また、いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決を図るため、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づく取組を進めるとともに、さまざまな教育的ニーズに対応できるよう、スクールカウンセラーによる相談活動や、スクールソーシャルワーカーを通じた専門機関等との連携強化を図ります。

外国につながる児童生徒の学校生活への適応を支援するとともに、日本語指導体制の充実を図るなど、一人ひとりに応じた支援を推進します。

施策1	共生社会の形成に向けた支援教育の推進
概要	本市では、共生社会の形成をめざし、特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進します。すべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることをめざします。

事務事業名	特別支援教育推進事業 ★			
担当課	支援教育課	関係課		
事業の概要	「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	<p>特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援 ・言語通級への担当教員の追加配置</p> <p>小・中学校通級指導教室の運営 ・小学校言語・情緒関連：各区に設置 ・中学校情緒関連：市内3か所に設置</p> <p>個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進 ・継続実施</p> <p>特別支援教育研修の実施による専門性の向上 ・見直しを図りながら、学びの場に応じた研修を継続的に実施</p> <p>医療的ケアを必要とする児童生徒への支援 ・児童生徒の状況に応じた支援の実施</p> <p>長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施 ・長期入院・入所児童生徒への指導者配置</p> <p>一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における体制の整備 ・特別支援教育コーディネーターによる支援 ・小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置</p> <p>児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進</p> <p>一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の推進 教育支援会議の適切な運用等を通じた相談・支援体制の整備 ・相談・支援の実施</p>	<p>・小・中学校への支援の実施</p> <p>・国等の動向を見据えながらの運営改善の検討</p>		

実施状況

- ①特別支援学校センター的機能担当が、対象児童生徒が在籍した111校に支援を行いました。通級による指導を受ける児童生徒の在籍小中学校を中心に、延べ1,285回の訪問を行いました。
- ②年3回の通級設置校長連絡会、通級企画運営会議において、国や他自治体の動向の情報提供を行うとともに、在り方検討会議を開催し、通級指導教室の課題や今後の在り方について検討を行いました。
- ③学習指導要領改定を機に、サポートノート（個別的教育支援計画）について見直しを行い、発達段階に合わせて連携しやすいように工夫しました。
- ④必修研修・希望研修については、新型コロナウイルスの影響や学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における業務の適正化等による研修の見直し等により29回実施しました。今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を注視するとともに、教員の専門性の向上が効果的に図られるよう、関係機関と調整し、研修方法や内容について検討を進めます。
- ⑤対象児童生徒21名に対し個々の医療的ケアの状況に応じた看護師配置を行い、うち4名を対象に自立支援を行いました。
- ⑥東横恵愛病院訪問部延べ102名、聖マリアンナ医科大学病院院内学級延べ64名の児童生徒の学習支援を実施しました。
- ⑦小学校114校、中学校51校、高等学校4校（全・定）にサポーターを配置しました。配置回数については、新型コロナウイルス感染症等の影響により19,330回となりました。
- ⑧小中学校での通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習については165校で実施し、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流については14名が実施しました。
- ⑨就学相談について、幼稚園・保育園、地域療育センター等の他機関との連携を密に行って適切に進めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を実施しました。
- ⑩中央支援学校小学部大戸分教室及び高等部分教室の教育環境の改善に向けた取組については、基本調査の実施及び基本計画の策定を行うとともに、高等部分教室の学校化に向けた検討を進めました。
- ⑪特別支援学級における介助支援人材については、重度の障害のある児童が在籍する市内10校において、配置を行いました。

課題と今後の取組

- ①特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化について、引き続き小・中学校への支援を充実させるとともに、特別支援学校対象児童生徒の増加への対応として、県教委等の動向も見据えながら、全市的な検討をさらに進めます。
- ②令和3年度の検討を踏まえ、巡回方式による指導を新たに導入し、支援体制の強化していきます。
- ③サポートノートの改訂版について、引き続き活用促進を図ります。
- ④進学・進路についての研修を含めた各種研修を引き続き充実させるとともに、関係機関と調整し、研修方法や内容について検討します。
- ⑤医療的ケアについては、児童生徒の自立を見据えた支援のさらなる充実を図ります。
- ⑥入院期間の短期化に伴い、入退院を繰り返す児童生徒への学習支援の在り方を検討します。
- ⑦特別支援教育サポーターについて、支援の必要な児童生徒の状況を踏まえ、現場の実情に対応しやすい柔軟な運用方法の検討等を進めます。
- ⑧居住地校交流の充実に向けた取組の推進や特別支援学校在籍児童生徒に対する副次的な学籍について検討します。
- ⑨一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学相談を引き続き実施していきます。
- ⑩中央支援学校小学部大戸分教室及び高等部分教室の教育環境の改善に向けて、着実に取組を進めます。
- ⑪特別支援学級における介助支援人材の配置校数を拡充し、より充実した支援となるよう取組を進めます。

事務事業名	共生・共育推進事業			
担当課	教育政策室（旧：教育改革推進担当）	関係課		
事業の概要	豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、児童生徒指導の充実を図ります。			
	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）
事業計画	各学校における年間6時間（標準）の授業の実施による「かわさき共生＊共育プログラム」の推進			
	担当者研修の実施 ・年2回の継続実施			
	研究協力校での効果測定・検証 ・効果測定・検証の継続実施			
	エクササイズ集を活用した取組の実施 ・新エクササイズに対応した職員研修の充実			
実施状況				
<ol style="list-style-type: none"> ①「かわさき共生＊共育プログラム」推進担当者研修会を、計画通り2回実施しました。オンラインによる実施やGIGA端末を活用した対応などにより、学校支援を行いました。 ②研究協力校での効果測定・検証について、研究協力校を含み、要請校内研修等を延べ41回実施しました。また、協力校情報交換会を開催し、児童生徒理解に基づく指導の重要性について研修を行うとともに、GIGA端末を活用したアンケートの実施について支援しました。 ③新エクササイズを活用した取組について、1人1台端末整備によるネットワークコミュニケーションに対応したエクササイズやSOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズの開発に取り組みました。 				
課題と今後の取組				
<ol style="list-style-type: none"> ①「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修について、各学校の実践の支援のため、総合教育センターの教育相談事業と連携をとりながら、今後も継続していきます。また、学校の実情に合わせて研修内容や形態を工夫しながら学校要請研修等を行います。 ②GIGA端末を活用した効果測定について検証をしながら支援を継続していきます。 ③新エクササイズを活用した実践形式の研修会について、教員からの要望に応え、今後も継続していきます。また、現代的諸課題に対応したエクササイズや、SOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズについて、より効果的な取組となるよう見直しながら取組を進めます。 				

事務事業名	児童生徒支援・相談事業			
担当課	総合教育センター	関係課	教育政策室(旧:教育改革推進担当)	
事業の概要	不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、児童支援コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。			
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
事業計画	児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援の推進 ・スキルアップに向けた研修の実施			
	スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 ・全中学校への継続配置 ・学校巡回カウンセラーの全小学校、特別支援学校及び高等学校への派遣継続実施			
	スクールソーシャルワーカーの各区への配置による、子どもがおかれている状況に応じた支援 ・スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化			
	多様な相談機能の提供 ・多様な相談機能による相談支援の実施			
実施状況				
<p>①児童支援コーディネーターのスキルアップに向けた研修をコロナ禍ではありましたが、形式を工夫し、ほぼ予定通りの回数を実施することができました。</p> <p>②スクールカウンセラーについては、市内全52の中学校に配置し、週1回、年280時間の相談を実施しました。また、12月からは高等学校にもスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実に努めました。</p> <p>③スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援については、児童支援コーディネーター研修に参加するなどして、市立学校との連携を強化しました。</p> <p>④電話相談や来所相談、不登校家庭訪問相談、こども電話相談などを中心に相談の受け入れ体制を整備し、多様な相談機能による相談支援を実施しました。</p> <p>⑤以上のように、本事業の取組については概ね予定通り実施したものの、新たにいじめの重大事案が発生するなどしたため、さらに児童生徒指導の改善に努める必要があります。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①児童支援コーディネーターの相談への対応能力を向上するためのスキルアップに向けた研修を精選し、実施します。</p> <p>②児童生徒や保護者に対する相談の質が向上するよう、学校巡回カウンセラーを各小学校へ月2回の計画派遣を行います。</p> <p>③スクールソーシャルワーカーについて、学校を始めとする関係機関との連携を強化することで、各家庭への支援の充実を図ります。</p> <p>④多様な相談機能による相談支援の実施について、既存の相談機能を維持継続し、関係機関への周知を徹底、強化することで、市民サービスの向上を図ります。</p> <p>⑤いじめにつきましては、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づき各学校が定めている「学校いじめ防止基本方針」により、きめ細かく子どもたちの活動の場に目を向け、早期発見、初期対応を図っていきます。</p>				

事務事業名	教育機会確保推進事業			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会確保を推進します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援のための居場所としての適応指導教室運営 ・市内6か所の運営継続実施			
	子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの活用 ・継続実施			
	既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営 ・西中原中学校夜間学級の運営継続実施			
	希望者に対する入学及び編入相談の充実			
実施状況				
<p>①ゆうゆう広場について、スクールカウンセラー連絡会や特別支援コーディネーター研修等を通して、学校内で相談の中心となる教職員に、効果的な利用法等について周知しました。各広場では、学校へ復帰や社会的自立に向けての準備など、個々の状況に合わせた目標に向け、より良い支援を検討しながら運営をしました。</p> <p>②市内6か所のゆうゆう広場（適応指導教室）に、通級登録人数に応じて、それぞれ2名～4名のメンタルフレンドを配置しました。メンタルフレンドは子どもたちに年齢が近い大学生等が配置されているため、子どもたちはより親近感を持って接することができ、教育相談員とは違う形での支援が可能となりました。</p> <p>③西中原中学校夜間学級について、市民の方々に広く周知するとともに、夜間学級への希望者に対して、入学・編入学相談や入学前見学、体験入学、入学手続きなどが円滑に行えるよう、学校と教育委員会が連携を図り、運営を進めました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①ゆうゆう広場（適応指導教室）の運営は今まで通り継続し、各広場での活動内容については、社会環境の変化等を考慮し、精選し、運営していきます。</p> <p>②メンタルフレンドについては、大学や大学院での広報活動を実施し、今年度と同数程度の人員を確保し配置していきます。</p> <p>③入学希望者のニーズに応じた教育の機会が確保されるよう、学校の支援体制等を維持継続し、夜間学級の充実を図ります。</p>				

事務事業名	海外帰国・外国人児童生徒相談事業			
担当課	教育政策室（旧：総合教育センター）	関係課		
事業の概要	学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めます。また、日本語指導協力者（学習支援員）を派遣するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。			
	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）
事業計画	海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ・継続実施			
	日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の充実 ・派遣の継続実施			
	帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会及び国際教室担当者連絡協議会の実施 ・継続実施			
	日本語指導のための特別の教育課程の実施 ・国際教室（日本語教室）における継続実施 ・全小・中・特別支援学校での実施に向けた検討	・全小・中・特別支援学校での実施		
実施状況				
<p>①各区教育担当や学校、教育政策室で海外帰国・外国人生徒に対する教育相談を行い、日本語の初期段階の児童生徒や中学生への学習支援、学校生活への適応を支援するために、125人分の日本語指導初期支援員の新規配置を行いました。</p> <p>②国際教室担当者研修を5回、日本語指導非常勤講師研修を3回実施しました。</p> <p>③特別の教育課程による日本語指導を、国際教室担当者及び非常勤講師の巡回により、対象児童生徒がいるすべての学校で実施しました。また、指導主事が配置校を訪問し、児童生徒の状況に応じた的確な日本語指導について助言を行いました。</p> <p>④希望する学校等に新たに通訳機器を40台配置し、計173台の配置となりました。また、通訳・翻訳支援業務委託により、222件の通訳者の派遣等を実施しました。</p> <p>⑤プレスクールを全区で開催し、27組の外国人児童及び保護者が参加しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①教育相談については、研修等により職員の対応能力を高めるとともに、就学期前後の切れ目ない支援・相談体制の整備について他部局とともに研究を進めていきます。</p> <p>②日本語指導初期支援業務委託については、仕様や契約手法を精査してより効率的かつ安定的な支援につながるよう改善しながら継続していきます。</p> <p>③国際教室担当者連絡協議会等については、会議の在り方や持ち方の検討を行いながら、引き続き実施していきます。</p> <p>④日本語指導のための特別の教育課程について、継続して実施するとともに、教員の指導力の更なる向上にむけて研修や情報提供を進めます。</p> <p>⑤通訳機器については、今後の通訳機器やアプリケーションの動向を見守りながら、ニーズに応じた配置を進めます。</p> <p>⑥プレスクールについては、参加者のニーズを分析して回数や内容を改善しながら引き続き実施します。また、より効率的な実施手法について検討していきます。</p>				

事務事業名	就学等支援事業			
担当課	学事課	関係課		
事業の概要	就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	全保護者への申請書の配布及び意思確認など、確実な就学援助費の支給 新入学児童生徒学用品費の入学前支給 ・中学生への継続及び新小学1年生 (H31 (2019) 年度入学) への実施			
	システム化による事務処理効率化 ・システムの構築及び制度改正の実施	・効率化の実施		
	特別支援教育就学奨励費事務の円滑な実施 ・継続実施			
	就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 ・継続実施			
	高等学校奨学金の支給による支援 ・継続実施			
	大学奨学金の貸付の実施 ・継続実施			
実施状況				
<p>①新小・中学1年生 (次年度入学) への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を2,112件実施しました。</p> <p>②就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について円滑に実施しました。</p> <p>③特別支援教育就学奨励費について、2,729件支給しました。</p> <p>④就学事務システムを活用し、約25,000人の新入学生の学齢簿登録を含む就学事務を円滑に実施しました。</p> <p>⑤高校生への奨学金について学年資金を844件、入学支度金を202件支給しました。</p> <p>⑥大学奨学金における貸付による支援について、新たに6件採用しました。なお、制度のあり方については、令和2年度に現行制度を継続していくこととして整理済みです。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①新入学児童生徒学用品費の入学前支給を継続し、実施していきます。</p> <p>②就学援助の申請から支給まで円滑に実施できるよう、就学援助システムを活用した事務フローについて課題を洗い出し、改善に向けた取組を進めていきます。</p> <p>③就学事務、特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金及び大学奨学金については現状のまま継続していきます。</p>				

基本政策Ⅳ

良好な教育環境を整備する

現状と課題

- ・登下校中の事件や事故、自然災害の発生など、子どもたちの安全を脅かす事案が後を絶たない現状がある中で、子どもたちが安全に日々の生活を送る基礎を培うとともに、安全で安心な社会作りに貢献する態度を育てるため、学校教育活動全体を通じた安全に関する教育の充実や、地域社会や家庭と連携した学校安全の推進を図ることが必要です。
- ・学校施設の老朽化が進んでいる状況で、今後も引き続き「学校施設長期保全計画」に基づく再生整備による老朽化対策、質的改善、環境対策を実施し、教育環境の改善を図りながら長寿命化を進めるとともに、計画的に予防保全を実施していくことが必要です。
- ・バリアフリー化のひとつとして実施しているエレベータ設置や、防災機能の強化として天井等の非構造部材の耐震化、窓ガラスの飛散防止、灯油式発電機及び蓄電池の設置などを進めています。
- ・学校トイレ快適化事業として、全小・中学校の1系統以上のトイレの快適化をめざし、平成29（2017）年度末で累計実施校100校のトイレ改修を行いました。
- ・人口150万人を突破した本市では、これからも人口の増加が見込まれており、今後も、児童生徒数の増加に的確に対応し、良好な教育環境を確保することが求められます。

政策目標

スクールガード・リーダーや地域交通安全員の配置による子どもたちの見守りや、防災教育を通じた自分の身を守る教育の推進など、安全教育の推進を図ります。

「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事やトイレの快適化を行い、多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

主な取組成果

スクールガード・リーダーについては、配置数20名の計画に対して、25名を配置するとともに、地域交通安全員を100か所に配置し、登下校時の交通事故等、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進しました。

障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合い、育ちあうための教育環境の整備を進めるため、エレベータの設置を令和3年度150校完了の計画目標を13校上回る、163校で完了し、教育環境の向上を進めました。

「川崎市地域防災計画」等を踏まえ、非常用電源としての蓄電池の整備を計画を上回る68校で完了し、地域の避難所である学校の防災機能の強化に向けた取組を推進しました。

大師周辺地区等について児童生徒の増加に対応するため、児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせて通学区域の見直しを行い、良好な環境の維持に努めました。

良好な教育環境を維持するため、今後も児童生徒の増加が見込まれる新川崎地区における新設小学校について、令和7（2025）年4月の開校に向け、基本設計を実施しました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的にを行います。

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
トイレ快適化整備校数 (小・中・高・特別支援学校)	21校 (H29(2017))	26校	55校	99校	141校	123校以上
トイレを快適化した校数【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
エレベータ設置校数の割合 (小・中・高・特別支援学校)	74.7% (H29(2017))	81.6%	86.8%	90.3%	93.1%	86.2%以上
校舎増改築や既存校舎改修によるエレベータの設置校の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合	28.7% (H29(2017))	31.0%	36.2%	37.9%	39.7%	50.0%以上
築年数20年以下(平成25(2013)年度時点)の学校施設数+老朽化対策及び質的改善済みの学校施設/全学校施設【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
児童生徒の登下校中の事故件数	28件 (H28(2016))	27.8件	34件	35.6件	37件	25件以下
児童生徒の登下校中の交通事故件数(過去5年間の平均)【出典:川崎市教育委員会事務局調べ】						

主な課題

スクールガード・リーダーについては、配置を拡充した効果を検証し、子どもが安全で安心な環境で教育を受けられるよう取組を進める必要があります。

子どもたちの健康面と関連性が高く、児童生徒や保護者等からのニーズも高い学校トイレの環境整備の推進については、令和4年度までに全学校のトイレの環境整備が完了するよう、取組を進める必要があります。

既存校のエレベータ設置については、未整備校への対応と併せて老朽化への対応を検討し、教育環境の更なる向上を図る必要があります。

児童生徒数の増加や義務標準法の改正に的確に対応するため、今後も住宅開発動向や人口動態を注視し、計画的に教室の転用、校舎の増改築、新校の設置、通学区域の見直し等、地域ごとに必要な対応策を検討する必要があります。また、新川崎地区における新設小学校について、令和7(2025)年4月の開校を目指し、良好な教育環境を維持できるよう着実に取組を進める必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

施設管理について予算が限られ、老朽化が進む中、トイレという子どもの生活環境にとって非常に大事な場所について取組を進めることができたことを評価する。

新型コロナウイルスの影響で夏季休業期間が短縮され、長期保全計画の工事が延期になる中で、トイレの快適化とエレベータ設置工事を延期することなく進めていただけたおかげで、子どもたちは安心した気持ちで利用できている。

漏水や雨漏り、電気系統の不備などの問題も山積しているため、校舎の老朽化対策等についても取組を進めてほしい。

GIGAスクール構想を踏まえた多様な学びができる校舎や、地域の人と学び合えるような施設となるよう取組を推進してほしい。

今後の取組の方向性

スクールガード・リーダーを25名体制とし、1校あたりの巡回回数が増加されたことによる効果検証を適切に行います。また、通学路の危険箇所を点検し、改善が必要な場所については関係機関と連携しながら、安全対策を進めます。

トイレの改修については、令和4(2022)年度末までに、高等学校等を含めた本市のすべての市立学校において快適化工事が完了するよう、取組を進めます。

学校施設長期保全計画に基づき、引き続き計画的な施設整備を実施し、早期かつ効率的に教育環境の改善を図ります。また、誰もが利用しやすい施設とするため、エレベータの設置等、引き続きバリアフリー化の取組を推進します。

子どもたちを安全安心で快適な教育環境の中で育てていくことをめざし、社会的、自然的要因による児童生徒数の動向等を踏まえ、地域ごとに必要な対応策を検討し、計画的に増改築等を実施します。また、大規模な集合住宅の開発が進展している新川崎地区については、令和7(2025)年4月の開校をめざし、小学校新設に向けて実施設計を進めます。

施策1	安全教育の推進
概要	<p>学校安全を推進するためには、安全教育と安全管理の両面からの取組が大切であり、学校の教育活動全体を通じた計画的・組織的な活動として、子どもたちの安全確保に取り組むことが求められています。本施策では、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故など地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校における取組事例を共有すること等により各学校の防災力の向上を図るとともに、教育実践を通して、子どもたちの防災意識を高めます。</p>

事務事業名	学校安全推進事業			
担当課	健康教育課	関係課		
事業の概要	<p>スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、地域と連携した防災訓練などに取り組む学校防災教育研究推進校のほか、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。</p>			
事業計画	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
	<p>学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの継続配置 ・配置数：20名</p>			→
	<p>踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 ・継続実施</p>			→
	<p>通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進 ・通学路安全対策会議の運営継続実施 ・危険か所の改善継続実施</p>			→
	<p>学校防災教育研究推進校による先導的な研究の推進や、各学校の実態に応じた防災教育の推進 ・指定校数：4校</p>			→
実施状況				
<p>①スクールガード・リーダーについては、より細やかな見守り活動が行えるよう、令和2年度に目標の20名を上回る25名に配置を拡充し、令和3年度も25名を継続配置しました。 ②地域交通安全員については、今年度100箇所配置しました。 ③通学路の危険箇所については、通学路安全対策会議での議論を踏まえ、路面標示の設置・補修や注意喚起の標示の設置などの改善を行いました。 ④学校防災教育研究推進校については、各学校における防災教育の取組を進めるため、目標の4校を上回る7校を推進校に指定し、各学校の実態に沿ったテーマで研究を実践し、報告書を全学校に共有しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①スクールガード・リーダーについては、拡充配置した効果を検証し、学校安全体制の更なる向上に向けた取組を進めます。 ②地域交通安全員について、継続して配置していきます。 ③学校からの改善要望に対し、通学路安全対策会議で協議しながら改善を進めます。 ④学校防災教育研究推進校は、より実践的な防災教育が実施できるような体制整備を図るとともに、成果を全学校で共有し、学校防災力の向上に向けた取組を進めます。</p>				

施策2 安全安心で快適な教育環境の整備

概要 「学校施設長期保全計画」に基づき、学校施設の老朽化対策、質的改善、環境対策等を改修による再生整備と予防保全により実施し、長寿命化を推進します。学校施設利用者のニーズの高いトイレの快適化やエレベータ設置によるバリアフリー化を促進します。また、非構造部材の耐震化や灯油式発電機、蓄電池の整備といった学校の防災機能の強化に向けた取組を推進します。

事務事業名	学校施設長期保全計画推進事業 ★			
担当課	教育環境整備推進室	関係課		
事業の概要	既存学校施設の改修等の再生整備手法により、より多くの学校の教育環境改善を図るとともに、老朽化対策、質的改善、環境対策による長寿命化を推進します。また、計画的に予防保全を実施します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	学校施設の長寿命化・再生整備の推進 ・校舎の工事：13校 ・体育館の工事：16校	・校舎の工事：20校 ・体育館の工事：5校	・校舎の工事：13校 ・体育館の工事：3校	・校舎の工事：16校 ・体育館の工事：3校
実施状況				
学校施設の長寿命化・再生整備については、校舎16校、体育館3校の工事を実施しました。				
課題と今後の取組				
教育環境を早期に改善するとともに、長寿命化の推進による財政支出の縮減と平準化を図る必要があるため、「学校施設長期保全計画」に基づき、老朽化した施設の状況や個別課題への対応を踏まえながら計画的に改修工事を進めていきます。				

事務事業名	学校施設環境改善事業 ★			
担当課	教育環境整備推進室	関係課		
事業の概要	教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やバリアフリー化、エコスクール化を進めます。また、地域の防災力の向上に向け、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の強化を図ります。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	学校トイレの環境整備の推進 ・完了校数：26校 既存校のエレベータ設置の推進 ・完了校数：135校 体育館の灯油式自家発電機の設置の推進 ・完了校数：155校 非常用電源としての蓄電池の整備 ・完了校数46校 窓ガラスの飛散防止の推進 ・完了校数：67校	・完了校数：58校 ・完了校数：140校 ・全校設置完了 ・完了校数：52校 ・完了校数：68校（残りの学校は再生整備等により対応）	・完了校数：88校 ・完了校数：145校 ・完了校数：58校	・完了校数：123校 ・完了校数：150校 ・完了校数：64校
実施状況				
①学校トイレの環境整備については、141校完了しました。 ②既存校のエレベータ設置については、163校完了しました。 ③非常用電源としての蓄電池の整備については、整備予定の学校全校完了しました。 また、新型コロナウイルス感染症流行下においても児童生徒の学習機会を確保するため、全校の体育館に大型冷風扇を配置したほか、空調効率向上のため普通教室・管理諸室の空調洗浄を実施し、着実な環境改善を図りました。				
課題と今後の取組				
①学校トイレの環境整備の推進については、令和4年度までに全校のトイレ快適化を完了します。 ②エレベータについては、未整備校への対応と併せて老朽化対応も検討しながら今後も継続して事業に取り組めます。				

事務事業名	学校施設維持管理事業			
担当課	教育環境整備推進室	関係課		
事業の概要	学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などを計画的に実施します。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施 ・継続実施			
実施状況				
<p>学校施設等の保守点検や維持管理等の実施については、校舎（トイレ・窓ガラス等）の定期清掃、植栽管理、環境衛生管理、警備等の安全管理、学校廃棄物の適正処理及び減量化、建物・土地等の教育財産管理、アスベスト対策等を適正に実施しました。</p> <p>なお、修繕の事務執行については、契約事務の手引きや教育委員会事務局で作成した軽易工事契約に係る事務取扱手引等の遵守を徹底したほか、250万円を超える工事についても、2件実施しました。</p> <p>また、学校プールの新設・更新等のニーズが生じた場合、原則として、近隣の市民プールや民間プールまたは近接校のプールの活用を検討する方針を決定しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>安全で快適な学習環境の維持向上のため、今後も適切に学校教育施設の営修繕や維持管理を行っていきます。</p> <p>また、対応する事務処理については、営修繕だけでなくすべての業務を適正に行うため、引き続き各自が法令や規則等を再確認しながら、コンプライアンスを遵守し、適切に事務処理を行っていきます。</p>				

施策3	児童生徒増加への対応					
概要	<p>将来人口推計を踏まえ、児童生徒の増加傾向を注視しながら、住宅開発や人口動態を基に児童生徒数の将来推計値を算出し、特に、増加地域においては、一時的余裕教室等の普通教室への転用や、校舎の増築、通学区域の変更、学校の新設等を計画的に行います。</p>					
事務事業名 担当課	児童生徒増加対策事業 教育政策室（旧：企画課） <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 100px;">関係課</td> <td></td> </tr> </table>				関係課	
関係課						
事業の概要	<p>児童生徒の増加に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の適切な対応を図り、良好な教育環境の維持に努めます。</p>					
事業計画	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)		
	住宅開発・人口動態を捉えた児童生徒数及び学級数の推計の実施 ・継続実施				→	
	児童生徒数の動向等に応じた地域ごとの対応の検討 ・継続実施				→	
	児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討 ・継続実施				→	
	小杉小学校の開校に向けた取組の推進 ・新築工事・完成	・開校			→	
	新川崎地区の小学校新設に向けた取組の推進 ・開校時期の検討及び検討結果に基づく取組の実施 計画的な施設整備 ・下小田中小、井田小、塚越中 増築工事（完成）	・東住吉小、東小倉小 増築工事	・東住吉小、東小倉小 増築工事（完成） ・高津小、柿生小 増築工事	・2校程度の増築を実施 ・高津小、柿生小 増築工事（完成）		
実施状況						
<p>①児童生徒数及び学級数の推計の実施については、住宅開発状況や人口データを把握し、長期推計を作成しました。 ②児童生徒数の動向等に応じた地域ごとの対応の検討については、長期推計を基に増築等の対応が必要な学校を抽出し、施設整備に向けた計画を作成しました。 ③児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討については、大師周辺地区等における通学区域の見直しを行いました。 ④新川崎地区における新設小学校の取組については、令和7年4月の開校を目指し、基本設計を実施しました。 ⑤校舎増築工事については、3校（高津小・柿生小・東小倉小）完了しました。</p>						
課題と今後の取組						
<p>児童生徒数の増加や義務標準法の改正に的確に対応するため、今後も住宅開発動向や人口動態を注視し、計画的に教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等、必要な対応策を検討していきます。 新川崎地区における新設小学校については、令和7年4月の開校を目指し、取組を進めていきます。</p>						

基本政策 V

学校の教育力を強化する

現状と課題

- ・学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、新たな課題として新学習指導要領への対応なども求められています。複雑化多様化する課題に教職員のみが対応するのではなく、心理や福祉等の専門家などの多様な人材と連携・分担する「チームとしての学校」の体制を整備することで、教職員一人ひとりが専門性を発揮することが期待されています。また、教職員定数の充実などを推進するとともに、学校や教員の業務の見直しを図り、教員が本来的な業務に一層専念できる体制を整えることが必要です。
- ・新学習指導要領で重視されている「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭教育や地域の人々と共に子どもを育てていくという視点に立って、地域に根ざした特色ある教育活動を行うことが求められており、学校運営協議会の設置や本市ではすべての学校に設置している学校教育推進会議などについて、今後も取組を充実させることで、「地域とともにある学校」を実現することが必要です。
- ・区・教育担当が各学校を丁寧に支援するとともに、地域支援の専門部署や関係機関と情報共有を行い、相互連携を促進することで、学校の教育力を高めていくことが期待されています。
- ・在職年数10年以下の教員が半数を占めており、経験の浅い教員も多いことから、授業力や学級経営力の育成に向けた研修の充実に努めるとともに、時代に応じて必要とされる資質・能力を育成していく必要があります。

政策目標

「地域とともにある学校」づくりを推進しながら、研修等を通じて教員一人ひとりの資質・能力を育成するとともに、教員が子どもと向き合う本来的な業務に一層専念できる体制を再構築することで、学校の教育力を高めます。

主な取組成果

教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に基づき、業務改善推進校21校において、外部の知見を活用した業務改善活動に取り組むとともに、教職員事務支援員又は障害者就業員の全小中学校配置継続及び部活動指導員の配置拡充により、教員の負担軽減等に取り組みました。また、これまでの取組状況を踏まえ、「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」を策定し、学校運営体制の再構築に向けた取組を推進しました。

学校運営協議会又は学校教育推進会議を活用し、保護者や地域住民等の理解を得ながら学校運営を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止を行いながら特色ある学校づくりを進めました。

28校のコミュニティ・スクールを訪問し、運営状況等を把握しながら、学校運営の支援を行いました。また、令和7年度までにコミュニティ・スクールを全学校に拡充し、学校・家庭・地域が一体となって学校運営に取り組む環境が整うよう設置に向けた準備を進めました。

各学校がガイドラインに沿って新型コロナウイルス感染症防止に取り組みながら教育活動が行えるよう、各区に学校の相談に対応できる体制を整え、区におけるきめ細かな学校支援を実施しました。

教職員の資質・能力の向上を目指し、1人1台配置されたGIGA端末を効果的に活用して、動画配信や双方向型オンライン研修の実施を推奨する等、教職員が学び続けることができるよう研修内容や研修方法について見直しを図りました。

教職員をめざす学生等に向けたかわさき教師塾「輝け☆明日の先生」を新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、双方向型オンライン形式で開催し、優秀な人材の確保に向けて取組を進めました。

学校の適正な運営の確保のため、小学校における教科担任制の導入の動向を見据えた教員公募を実施したほか、正規の教員では担当授業時間数が不足する場合や、少人数指導を行う場合等を考慮し、非常勤講師を配置する等、適切に教職員の配置をすることで、学校における教育活動の充実を図りました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)	
地域の教育資源や人材を活用した特色ある学校づくり*	92.7% (H29(2017))	95.8%	95.2%	—	—	96.0%以上	
学校における教育活動や様々な活動に保護者や地域の人の参加を得ている【出典：全国学力・学習状況調査】							
学校の組織・チーム力*	97.6% (H29(2017))	98.8%	96.5%	—	—	100%	
学校全体の学力傾向や課題について、全教職員の間で共有している【出典：全国学力・学習状況調査】							
教職員の資質向上*	97.0% (H29(2017))	98.2%	95.8%	—	90.0%	98.0%以上	
教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を学校教育活動に積極的に反映させている【出典：全国学力・学習状況調査】							
地域とのつながり*	小6	47.4% (H29(2017))	52.5%	57.0%	—	45.0%	57.5%以上
	中3	31.9% (H29(2017))	38.6%	39.9%	—	31.2%	33.0%以上
「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							
学校への好感度	小5	94.4% (H29(2017))	93.2%	94.4%	93.0%	93.8%	94.0%以上
	中2	89.9% (H29(2017))	90.3%	89.9%	91.1%	89.9%	90.0%以上
「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童生徒の割合【出典：川崎市学習状況調査】							

*参考指標「地域の教育資源や人材を活用した特色ある学校づくり」、「学校の組織・チーム力」については、令和2年度以降出展元の調査において設問がなかったため、記載をしません。

*「教職員の資質向上」、「地域とのつながり」については、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により調査が実施されていないため、記載をしません。

主な課題

学校運営体制の再構築に向けた取組を進めるため、学校における業務改善に向けた取組を支援するとともに、業務改善事例の展開等を行うことで、学校における改善の取組や教職員の意識改革を進める必要があります。

コミュニティ・スクールについて、令和7年度までに学校運営協議会を全学校に設置できるよう、学校運営協議会未設置の学校関係者や地域住民、保護者に対して、学校運営協議会設置準備会において、リーフレット等を効果的に活用することで、普及・啓発し、地域とともにある学校づくりについて理解を進めながらコミュニティ・スクールを拡充していく必要があります。

地域諸団体・機関とより一層連携を強化し、情報を共有することで、ヤングケアラー等の現代的課題に対応した子ども支援を推進する必要があります。

「区・学校支援センター」による学校支援協力者の紹介等の実施については、学校教育ボランティア配置事業や地域における教育活動の推進事業などの役割の違いを明確にすることで、学校のニーズを把握しながら、より効率的・効果的な学校支援が行えるよう検証し、学校と地域との連携強化や学校へのきめ細かな支援ができるよう取組を進める必要があります。

国の動向を注視しつつ法改正を踏まえた教職員の定数算定を行うとともに、より一層学校の実情に応じた教員配置と学校マネジメントの強化に向けた取組を進める必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

教職員事務支援員や障害者就業員の導入により、資料の情報共有や印刷する時間などの事務的な仕事が減り、授業づくりに専念できるようになった。校内にいる時間は減っていないが、放課後の職員室では子どものことを考える時間が増えるなど仕事の質が変わったと感じるため、一定の効果があつたと考える。

保護者や地域、学校、福祉、まちづくりなどさまざまなところで連携し協働していくことが大切。行政内部においても他部署と情報を共有し、連携協働することが必要。

ヤングケアラーや発達障害の児童生徒への対応等の課題に対応するため、学校が個別の課題と対応した関係機関と連携しやすい仕組みを検討してほしい。

朝の打合せや連絡事項の共有、保護者へ文書を送付する際にICTを活用するようになったほか、学校の進路説明会や保護者に参加してほしいことについて動画配信をはじめ、参加率・利便性ともに上昇した。

GIGA端末の導入により、研修や相談など、困っている先生方が声を上げやすくなったと感じる。また、視覚教材を作る際もGIGA端末を活用することで、業務負担が減った。

今後の取組の方向性












外部の専門的知見を活用した学校の業務改善の支援や、GIGAスクール構想により整備された端末などICTを活用した働き方改革の取組を推進するとともに、教職員の働き方・仕事の進め方に関する意識を高めていきます。また、教職員事務支援員や障害者就業員、部活動指導員、外国語指導助手など外部の専門スタッフを効果的に配置することで、チーム体制を構築するとともに、学校の組織力を充実させていきます。



学校教育推進会議から学校運営協議会へと移行・展開することで、地域住民が学校運営に参画し、子どもたちの成長を支えていく持続可能な協働体制づくりを推進します。

各区役所地域みまもり支援センターに配置されている区・教育担当が、地域の子ども支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携することで、子どもへの支援を促進します。また、学校の抱えるさまざまな課題に組織的に対応できるよう、区・教育担当を中心にきめ細かに学校を支援することにより、困難を抱える子どもへの小さなSOSも見逃さない支援体制づくりを推進します。

首都圏だけでなく地方都市においても採用説明会を開催する等幅広く人材の募集を進めます。また、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現や、「学校における働き方・仕事の進め方改革の推進」に向け、きめ細かな指導体制を整備し、より一層本市の教育課題に対応した効果的な教職員配置ができるよう取組を進めます。

教職員育成指標に基づくライフステージに応じた研修等を実施し、一人ひとりの教職員が学び続けることができる研修体制の構築を行い、資質・能力の向上を図ります。

施策1	学校の運営体制の再構築				
概要	学校に求められる役割が拡大する状況において、新たな教育課題等に対応するため、教員が授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できるよう、学校運営体制の再構築に向けた取組を推進します。				
事務事業名	学校業務マネジメント支援事業 ★				
担当課	教育政策室（旧：教育改革推進担当）	関係課	庶務課・学事課		
事業の概要	学校の教育力を高めるため、諸経費の適切な予算措置や教材の整備等の学校運営支援を行うとともに、教職員の勤務実態調査の結果を踏まえ、業務の効率化に向けた取組を推進します。				
事業計画	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	
	学校運営体制の再構築に向けた取組 ・調査結果の分析及び効率的・効果的な学校運営体制の検討	・モデル校における試行実施	・試行結果を踏まえた取組の実施		
	学校業務効率化等による教職員の働き方・仕事の進め方改革の実施 ・学校業務検討委員会等での検討結果に基づく取組の実施 ・事務支援員配置による負担軽減の実施 ・部活動顧問として技術指導や大会の引率等を行う部活動指導員配置による負担軽減の実施	  		  	
	学校の円滑な運営に資する支援制度の運用 ・学校法律相談の継続実施 ・各校の実情に応じた予算調整制度の運用継続実施	 		 	
	実施状況				
<p>①令和2年度の業務改善推進校3校の活動報告動画を各学校に展開するとともに、令和3年度の業務改善推進校21校において、外部の知見を活用した業務改善活動に取り組みました。</p> <p>②学校業務効率化等による教職員の働き方・仕事の進め方改革の実施については、これまでの取組状況等を踏まえ、「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」を策定し、取組を総合的に推進するとともに、教職員事務支援員又は障害者就業員の全小中学校配置継続及び部活動指導員の配置拡充により、教員の負担軽減等に取り組みました。</p> <p>③学校法律相談の実施については、引き続き弁護士を会計年度任用職員として任用し、学校における法的問題について校長等からの相談に対応できるようにしました。</p> <p>④各学校の実情に応じた予算調整制度の運用については、制度を活用した各学校の運営計画に沿った予算配当により、自主的・主体的な学校運営を推進しました。</p>					
課題と今後の取組					
<p>教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に基づき、総合的に方策を進めます。</p> <p>①学校運営体制の再構築に向けた取組については、学校における業務改善に向けた取組を支援し、業務改善事例の展開等により、学校における改善の取組や教職員の意識改革を進めていきます。</p> <p>②学校業務効率化等については、教職員事務支援員又は障害者就業員の継続配置、部活動指導員の配置拡充に取り組んでいきます。</p> <p>③円滑な学校運営のため、法律相談弁護士を任用し、学校法律相談を継続実施していきます。</p> <p>④自主的な学校運営の推進のため、各校の実情に応じた予算調整制度の運用を継続していきます。</p>					

施策2	学校運営の自主性、自立性の向上			
概要	<p>「地域とともにある学校」として、各学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得て、創意工夫しながら特色ある教育活動に取り組めるよう、学校教育推進会議や学校運営協議会制度、学校評価、夢教育21推進事業等の活用の推進を図ります。</p> <p>学校が抱えるさまざまな課題について、専門機関や関係部署、地域社会との連携を強化して解決していくために、区における教育支援を充実します。</p>			
事務事業名	地域等による学校運営への参加促進事業			
担当課	教育政策室（旧：教育改革推進担当）	関係課		
事業の概要	学校教育推進会議の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって学校運営に取り組む学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）の取組の成果を他の学校に波及させることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携して、よりよい教育の実現をめざします。			
事業計画	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
	家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進 ・継続実施			
	学校運営協議会の運営支援及び法改正を踏まえた在り方の検討 ・運営支援の継続及び在り方の検討	・運営支援の継続及び検討結果に基づく取組の実施		
	コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発 ・コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催継続実施			
	取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布 ・継続実施			
実施状況				
<p>①学校運営協議会または学校教育推進会議を活用して学校運営について保護者や地域住民等の理解を得て、新型コロナウイルス感染症防止対策を行いながら教育活動を工夫して、特色ある学校づくりを進めました。</p> <p>②学校運営支援と検討結果に基づく取組については、28校のコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）を訪問し、学校運営協議会の運営状況等を把握しながら、学校運営支援を行いました。令和4年度からの4年間で学校運営協議会を全校設置する計画を立て、新規学校運営協議会の設置準備を行いました。</p> <p>③コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発については、コミュニティ・スクール連絡会およびコミュニティ・スクール・フォーラムの開催やコミュニティ・スクール・ガイドの作成・配布等を通して、各協議会の特色ある取組を共有しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①地域の創意工夫を活かした学校運営の推進については、学校運営協議会の効果的な活用を共有し、特色ある学校づくりをめざした学校運営ができるよう推進していきます。</p> <p>②学校運営協議会の実施については、次年度からの4年間で全校設置に向けて、令和4年度は、新規に28校の学校運営協議会の設置をめざし、地域と学校の連携・協働の充実を図っていきます。</p> <p>③コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発については、学校運営協議会未設置校の学校関係者や地域住民、保護者に対して、学校運営協議会設置準備会において、リーフレット等を効果的に活用することで実践成果を普及していきます。</p>				

事務事業名	区における教育支援推進事業			
担当課	教育政策室（旧：教育改革推進担当）	関係課	生涯学習推進課	
事業の概要	各区に配置した区・教育担当を中心に、区役所と連携しながら、学校と地域との連携強化や学校へのきめ細やかな支援を推進します。			
	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）
事業計画	区における教育支援の推進 ・学校運営全般に対する支援継続実施 ・地域みまもり支援センターとの連携など、学校間及び学校と地域の連携強化 ・各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化による子どもの支援の推進			
	「区・学校支援センター」による学校支援協力者の登録・学校への紹介等の取組の推進 ・継続実施			
実施状況				
<p>①区における教育支援の推進については、各学校がガイドラインに即して新型コロナウイルス感染症防止に取り組みながら教育活動が行えるように、学校の相談に対応できる体制を整え、きめ細かな支援を行いながら学校支援を実施しました。</p> <p>②地域との連携強化については、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、区の衛生課等と情報共有するなど、区役所の関係機関等と適切に連携・協働しました。</p> <p>③各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進については、複雑で多様化した解決が困難な事案への対応等について、地域みまもり支援センター担当や児童相談所担当等の関係機関と連携して子どもの支援を行いました。</p> <p>④「区・学校支援センター」による、学校支援協力者の新たな登録については、学校支援ボランティア説明会を3回行い、参加者数は令和2年度の125人から令和3年度は154人に増加しました。学校への学校支援協力者の紹介については、特別支援教育サポーター配置事業等により配置された有償ボランティアの活用が進んでいることからニーズが減少しています。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学校でのボランティア活動が制限されていることから学校支援協力者の紹介者数は減少傾向にあります。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①複雑化・多様化・困難化するニーズに対応するため、区・教育担当による学校運営全般に対する支援を継続していきます。</p> <p>②学校間及び学校と地域との連携については、地域みまもり支援センター等との連携・協働を推進し、学校間及び学校と地域の連携強化を引き続き図っていきます。</p> <p>③地域諸団体・機関との連携については、地域諸団体・機関とより一層の連携強化を図り、情報を共有して、引き続きヤングケアラー等の現代的課題に対応した子ども支援の推進をしていきます。</p> <p>④「学校支援センター」による学校支援協力者の紹介等の実施については、学校教育ボランティア配置事業や地域における教育活動の推進事業等の役割の違いを明確にして、学校のニーズを把握しながら、より効率的・有効的な学校支援ができるよう検証していきます。</p> <p>地域に開かれた特色ある学校づくりと学校と地域の連携強化及び学校へのきめ細かな支援を一体的に推進するために、「地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業」に事業統合します。</p>				

事務事業名	地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業			
担当課	指導課	関係課	教育改革推進担当・教職員人事課	
事業の概要	地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、学校の取組を自主的・自律的に改善するための仕組みとして学校評価を推進します。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりの推進 ・「夢教育21推進事業」の継続実施			
	各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施継続			
	学校教育ボランティア配置による学校活動の支援 ・配置継続実施			
実施状況				
<p>①「夢教育21推進事業」を全校で実施し、学校がそれぞれの地域にある資源を活かして特色ある学校づくりを進めました。</p> <p>②学校評価の実施について、全校で自己評価及び学校関係評価を実施しました。</p> <p>③学校教育ボランティア配置による学校活動の支援については、ボランティアコーディネーターを137校に配置し、学校教育活動の活性化を図りました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①夢教育21推進事業の実施については、引き続き特色ある学校づくりを推進します。</p> <p>②学校評価の活用によって学校の組織的・継続的な改善に取り組めます。</p> <p>③学校ボランティアの配置により、地域の特性を活かした教育活動を推進します。</p>				

施策3	教職員の資質向上
概要	採用に関する広報活動の充実を図り、試験方法等を改善することで、人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた人材を確保します。また、教員の力量形成やキャリア形成に資する人事異動を行います。教職員が研修・研究に取り組む時間の確保に努めるとともに、ライフステージ研修、校内研修の充実など、さまざまな研修機会を活用して、資質・指導力の向上を図ります。

事務事業名	教職員研修事業			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	子どもたちと共に学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、若手教員の資質向上とミドルリーダーの育成充実を図ります。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	教職員の資質、指導力の向上をめざした研修の実施 ・育成指標に基づくライフステージに応じた研修の再構築	・育成指標に基づくライフステージに応じた研修の実施		
	優秀な人材の確保に向けた、教職をめざす人のための「輝け☆明日の先生の会」の実施	川崎市の教育の充実に寄与する人材の育成に向けた、教職をめざす人のための、かわさき教師塾「輝け☆明日の先生」の実施		

実施状況

- ①育成指標に基づく研修を計画、実施しました。必修研修としてライフステージに応じた研修を13講座66回、その他の必修研修を26講座74回、希望研修を36講座88回実施しました。また、研修内容や研修方法等について見直しを図りました。特に、1人1台配布されたGIGA端末を効果的に活用し、単方向型（動画配信）及び双方向型オンライン研修の実施を推奨し、集合型研修の実施が難しい場合でも状況に応じて研修を実施し、教職員が学び続けることができる研修体制の構築を図りました。
- ②優秀な人材の確保に向けて、9月から2月までの土曜日に6日間、かわさき教師塾「輝け☆明日の先生」を設置し、講話講義等を6回、演習等を6回実施しました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、双方向型オンライン形式での実施を取り入れ学びの保障を図りました。

課題と今後の取組

- ①育成指標に基づく教職員の資質・能力の向上をめざした研修の実施については、ライフステージに応じた研修においてより校内研修との関連をもたせるなど、連続性・継続性のある研修を計画し、意図的、計画的に一人ひとりの教職員が学び続けることができる研修体制の構築を行い、資質・能力の向上を図ります。また、教職員の資質・能力の向上の観点や新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点、働き方・仕事の進め方改革の観点から研修内容に応じて集合型研修とオンライン研修のベストミックスな研修体系となるように改善を図ります。さらに、各研修が校内でつながりがもてるよう研修計画の見直すことで学校の教育力の向上を図ります。
- ②優秀な人材確保に向けて、本市の教員を目指す学生等に対して行う、かわさき教師塾「輝け☆明日の先生」の実施については、川崎市が求める教員としての基本的な資質・能力を身に付け、川崎市の教育への関心や理解を深めることにより、川崎市の教育の充実に寄与する人材の育成を図ります。新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、開催方法をオンラインに変更してすべての回の実施を図ります。

事務事業名	教職員の選考・人事業務			
担当課	教職員人事課	関係課		
事業の概要	施策推進に資する定数算定を行うとともに、教職員採用についての検討改善等による創意と活力にあふれた優秀な人材を確保します。また、学校運営の活性化を図り、教職員の意欲を引き出す人事異動を実施します。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	効率的・効果的な施策推進に資する定数算定や配当等の実施 ・施策推進に資する定数算定及び配当			→
	地方会場での説明会等の広報活動や、大学推薦、教職経験・TOEIC等の資格を考慮した特別選考試験等による人物重視の採用選考の実施 ・適切な採用選考の実施及び次年度に向けた実施内容の検討			→
	学校の適正な運営の確保及び教育力の強化に向けた教職員配置の実施 ・継続実施			→
実施状況				
<p>①小学校において、学級担任の持ちコマ数を軽減し、教育の質の向上を図ることを目的として、各学校の実情に応じて教員定数の一部を専科指導担当教員へ振り替えるなど、効果的な教職員配置を実施しました。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症対策として、地方会場等での説明会をオンライン説明会に切り替えたほか、ホームページでのデジタルコンテンツの公開や、SNSを活用しながら情報発信を行い、広く優秀な人材の確保に努めました。また、大学推薦、教職経験・TOEIC等の資格を考慮した特別選考等を実施するとともに、複数の教員免許状の取得者に加え、小学校での英語の教科化を踏まえた英語資格所持者を対象とした加点制度を導入し、優秀かつ多様な人材の確保に努めました。加えて、面接試験では、教員としての資質、素養、適性、熱意等、筆記試験等では見極めることが難しい部分の適切な評価に努め、人物重視の採用選考試験を実施しました。</p> <p>③小学校における教科担任制の導入の動向を見据えた教員公募を実施したほか、学校の適正な運営の確保及び教育力の強化に向け、正規の教員では担当授業時間数が不足する場合や、少人数指導を行う場合等に非常勤講師を配置する等、適切な教職員の配置に努めました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①国の動向を注視しつつ法改正を踏まえた教職員の定数算定を行うとともに、より一層学校の実情に応じた教員配置と学校マネジメントの強化に向けて取組を進めます。</p> <p>②引き続き、教職員採用に関する広報活動を充実させるとともに、試験方法等について検討改善を加え、創意と活力にあふれた魅力的な人材の確保を図ります。</p> <p>③人事異動方針に基づき教職員の意欲を引き出す人事異動の実施に努めます。</p>				

事務事業名	教育研究団体補助事業			
担当課	指導課	関係課		
事業の概要	各教科の研究団体など、主体的に事業を行っている教育研究団体に補助金を交付することにより、学校教育の充実発展に向けた研究活動等を支援します。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	各団体の活動支援 ・継続実施			→
実施状況				
<p>①各種団体に負担金等を補助し、活動を支援することで、本市の教育行政を進める上で必要な上部団体との交流を通じて、常に最新の情報収集、情報交換、研究の推進を図りました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①各種補助団体の活動の支援については、引き続き各種団体を支援します。</p>				

基本政策Ⅵ

家庭・地域の教育力を高める

現状と課題

- ・核家族化の定着や地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まっている中で、家庭教育について地域全体で考え、支えあっていく基盤づくりが必要となっています。
- ・市民館やPTA等が開催している家庭教育を支援するさまざまな取組に参加できない家庭や、家庭教育を十分に行う余裕がない家庭もあり、それらの家庭に対する支援が求められています。
- ・子どもたちが地域で安心・安全に育つことができるよう、子どもと地域のつながりをつくっていく必要があります。学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織として設置されている地域教育会議について、さらなる活性化に向けて支援を充実させていく必要があります。
- ・地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点をつくる「地域の寺子屋事業」の取組をさらに拡充させていくことが求められています。

政策目標

各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

主な取組成果

子育て期の市民を地域全体で支え合う家庭教育環境を構築するため、市民館での家庭・地域教育学級等の実施や、PTAによる家庭教育学級への支援を行うとともに、企業や地域団体等の多様な主体と連携して家庭教育に関する出前講座を実施しました。また、地域みまもり支援センター等と連携して家庭教育に関するリーフレットを配布し、家庭教育に対する支援を必要としている人に必要な情報が届けられるよう情報発信を行いました。

学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織である地域教育会議について、中学校区地域教育会議を国の示す「地域学校協働本部」の役割を持つ組織として位置づけるとともに、地域教育コーディネーター養成講座の開催等を通じ、組織の活性化に向けた担い手の育成を進めました。

地域の幅広い世代の方々と協働して、子どもたちの学習や体験をサポートする「地域の寺子屋事業」について、新型コロナウイルス感染症による影響や、地域の実情に応じて拡充する必要があるなどの課題がある中、着実に設置か所数を増やし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的にを行います。

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
家庭教育関連事業の参加者数	23,253人 (H28(2016))	25,267人	23,093人	5,920人	8,435人	23,500人以上
教育文化会館・市民館・分館で実施する家庭・地域教育学級、PTA等の企画する家庭教育学級、その他家庭教育事業の参加者数【出典：教育文化会館・市民館活動報告書】						
家庭教育関連事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合	92.4% (H28(2016))	92.4%	93.9%	83.8%	92.1%	92.5%以上
教育文化会館・市民館・分館で実施する家庭・地域教育学級、PTA等の企画する家庭教育学級、その他家庭教育関連事業で悩みや不安が解消・軽減した人の割合【出典：家庭教育事業参加者アンケート】						

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
PTA・企業等多様な主体と連携して実施した家庭教育関連事業数	172回 (H28(2016))	180回	182回	71回	104回	175回以上
PTA・企業・子育て関連部署等と連携して実施した家庭教育事業の開催数【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
地域教育会議における参加者の意識の変化	88.8% (H28(2016))	83.8%	93.9%	97.6%	92.1%	92.0%以上
地域教育会議が開催する「教育を語るつどい」等の事業において、「子どもや地域のことを考えるきっかけとなった」と答えた参加者の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
地域の寺子屋事業を通じて生まれた地域と子どもとのつながり	88.6% (H28(2016))	88.9%	87.1%	94.5%	94.1%	92.0%以上
親や教師以外の地域の大人と知り合うことができた児童の割合【出典：地域の寺子屋事業参加者アンケート】						

主な課題

社会環境の変化に伴って情報共有や情報交換がこれまで以上に求められており、市民館におけるインターネット環境が整ったことから、今後は、家庭教育推進連絡会においても、電子媒体を活用した情報共有やオンラインでの開催等、新しい生活様式に対応した開催方法などを検討しながら取組を進める必要があります。

仕事を持つ保護者や、これまで各種事業を受講できなかった家庭の方々に学べる機会を提供できるよう、「企業等と連携した事業の実施及び福祉部門と連携した情報提供」について、区の生涯学習支援課との連携を視野に入れながら取組を進める必要があります。

子どもの泳力向上プロジェクトについて、市内すべてのスイミングスクール等を対象とした説明会を実施し、連携先として協力を得られるスイミングスクール等の拡充を図りながら、より身近な地域で水泳教室に参加できる機会を創出していくことで泳げない子どもの泳力向上に取り組む必要があります。

地域の寺子屋事業をより多くの方に知ってもらうために、寺子屋推進フォーラムを開催する等、広報活動に取り組むほか、寺子屋の拡充のため、運営に関わる人材の確保に向けて、団体の発掘や育成を進める必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

仕事を持つ保護者が増えてきており、個々の考え方を重視する社会になってきているため、地域活動や学習会、PTA活動において、さまざまな参加方法が選択できるようになるとよい。また、新型コロナウイルス感染症の影響でさまざまな活動が中止になっており、保護者同士のコミュニティが低下しているように感じる。

子どもだけでなく大人も厳しい環境の中で暮らしており、居場所や自己肯定感が求められている。地域の活動に関わることで役割を得て、自己肯定感や居場所、仲間を得ることになる。地域の教育力を育てることは、大人たちの成長や学びにもつながっていくと思う。

学校教育と対をなす生涯学習を支援する人を育てるために、社会教育士などの資格を持った職員を充当していくことが重要だと思う。

市民、地域の教育力はまだまだ小さいが、潜在的な可能性はあると思うので、行政・学校も当事者意識をもって地域の教育力を粘り強く掘り起こしていくことが大事。

今後の取組の方向性

オンライン講座やデジタル教材の提供のほか、身近な施設等での出張講座の開催を推進することで、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進していきます。また、子育てに関する関係機関や関係団体が相互に連携・協力しながら、家庭教育を支援するためのネットワークづくりを進めます。

家庭教育の推進に向けて企業や団体等との連携した取組を進めることで、さまざまな場において、子育て家庭が学べる機会を増やしていきます。

「子どもの泳力向上プロジェクト」として、地域のスイミングスクール等と連携して、水に親しむことに加え、泳ぎが苦手な子どもの泳力を向上することを目的に水泳教室を開催し、地域資源を活かした子どもたちの支援を行います。

地域住民自らが教育や子どもたちを取り巻く環境、地域の課題を考えていくとともに、子どもたちの地域での意見表明の場などを促進していく必要があることから、引き続き各行政区・各中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援や、市子ども会議の推進と、行政区・中学校区子ども会議との連携等を進めます。

地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」を全小・中学校へ拡充するとともに、継続した運営に向け、寺子屋コーディネーター・寺子屋先生養成講座などを通じて担い手づくりを進めます。

施策1	家庭教育支援の充実				
概要	近年の社会環境の変化に伴って家庭環境の多様性が見られることから、関係部局や団体、企業等と連携しながら、従来の方法では家庭教育学級に参加できなかった人々への支援を行うなど、家庭教育の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図っていきます。				
事務事業名	家庭教育支援事業				
担当課	生涯学習推進課	関係課			
事業の概要	子育て期の市民を地域全体で支え合う家庭教育環境を構築します。				
事業計画	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	
	市民館等における家庭・地域教育学級等家庭教育に関する学習機会の提供 ・家庭・地域教育学級等事業の実施				
	PTAによる家庭教育学級開催の支援 ・開催数：163校以上				
	全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による情報共有の推進 ・全市・各区における「家庭教育推進連絡会」の開催				
	企業等と連携した事業実施及び福祉部門と連携した情報提供など家庭教育支援の推進 ・継続実施				
実施状況					
<p>①市民館等において家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会を提供しました。</p> <p>②PTAによる家庭教育学級については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、PTA活動そのものが縮小されたことなどから85校での開催にとどまりました。</p> <p>③全市と各区において「家庭教育推進連絡会」を実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、連絡会の開催を中止した回があり、開催を予定していた16回中の11回の実施にとどまりました。今後は、市民館におけるインターネット環境が整ったことから、ICTを活用するなど開催手法を工夫して取り組みます。</p> <p>④企業等と連携した事業を4回実施しました。また、地域みまもり支援センター等との連携により家庭教育に関するリーフレットの配布を行いました。</p>					
課題と今後の取組					
<p>①「市民館等における家庭教育に関する学習機会の提供」については、新しい生活様式に対応した事業推進を図るため、ICTの活用やより身近な地域での開催等に取り組んでいきます。</p> <p>②「PTAによる家庭教育学級開催の支援」については、PTA活動の実態に応じた支援が行えるよう、各校のPTAに個別の働きかけを行うなど、丁寧な支援に取り組んでいきます。</p> <p>③「家庭教育推進連絡会の開催」については、新しい生活様式への対応など、情報共有・交換がこれまで以上に求められていることから、電子媒体を活用した情報共有やオンライン開催など、実施手法等の検討も行いながら取り組みます。</p> <p>④「企業等と連携した事業実施及び福祉部門と連携した情報提供」については、区の生涯学習支援課との連携も視野に入れながら引き続き取り組んでいきます。</p>					

施策2 地域における教育活動の推進

概要

地域教育会議の活性化や、地域の寺子屋事業の推進など、地域の多様な人材や資源を活かして、地域の教育力向上を図る仕組みづくりを進めていきます。

事務事業名	地域における教育活動の推進事業			
担当課	地域教育推進課（旧：生涯学習推進課）	関係課		
事業の概要	地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。 また、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	各行政区・中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援 ・継続実施			
	地域教育会議交流会の開催による情報共有等の推進 ・継続実施			
	市子ども会議の開催と各行政区・各中学校区子ども会議との連携 ・継続実施			
	地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施 ・参加者数：2,830人以上			
実施状況				
<p>①地域教育会議においては、中学校区地域教育会議を国の示す「地域学校協働本部」の役割を持つ組織として位置づけるとともに、地域教育コーディネーター養成講座の開催等を通じ、組織の活性化に向けた担い手の育成を進めました。新型コロナウイルス感染症拡大により、活動が制限されたことから、例年2月に開催している交流会を、感染症拡大の速度が鈍化した4月に延期して開催するなどの工夫を行いながら、取組を進めました。</p> <p>②市子ども会議を開催し、市長への提言を行うとともに、各行政区・中学校区子ども会議の担当者連絡会等を通じて連携を図りました。また、各子ども会議等の子どもたちを対象にした「川崎市子ども集会」を令和4年2月に開催し、意見交換の結果を市長に報告しました。</p> <p>③市内26か所のスイミングスクール等と連携して水泳教室を開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大により、参加を見合わせる参加者等もいたことから、子どもたちの泳力向上に寄与することができました。スイミングスクールとの調整を密に行い、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するとともに、連携するスイミングスクールの拡充に努めました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①「各行政区・各中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援」及び「地域教育会議交流会の開催による情報共有等の推進」については、行政区及び中学校区相互の情報共有を進めるとともに、「地域学校協働本部」の役割を持つ中学校区地域教育会議に地域教育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の設置を進め、活動の活性化に取り組んでいきます。</p> <p>②「市子ども会議の開催と各行政区・各中学校区子ども会議との連携」については、引き続き、川崎市子ども会議の推進と、行政区・中学校区子ども会議との連携を進めます。</p> <p>③地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトについては、市内すべてのスイミングスクール等を対象とした説明会等を実施し、連携先として協力を得られるスイミングスクール等の拡充を図りながら、より身近な地域で水泳教室に参加できる機会を創出し、泳げない子どもの泳力向上に取り組んでいきます。</p>				

事務事業名	地域の寺子屋事業 ★			
担当課	地域教育推進課（旧：生涯学習推進課）	関係課		
事業の概要	地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	<p>地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置か所数：77か所 <p>養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材（寺子屋先生・寺子屋コーディネーター）の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加人数：1,000人 <p>地域の寺子屋フォーラム等の開催による普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回開催継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校の状況に応じて柔軟に拡充 ・参加人数：1,500人 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加人数：2,000人 	<ul style="list-style-type: none"> ・全小・中学校設置完了 ・参加人数：2,500人
実施状況				
<p>①地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、令和2年度の65か所から令和3年度は76か所まで着実に増えており、併せて、令和4年度の更なる開講に向けての準備も進めましたが、目標値を下回っています。寺子屋の拡充に向け、引き続き、寺子屋の運営を担う人材や団体の育成、発掘を進めていきます。</p> <p>②寺子屋先生養成講座を市内9か所で開催し、うち1か所は中学校の学習支援を行う人材の養成を行い、合計で138人の参加がありました。また、寺子屋コーディネーター養成講座を市内3か所で開催し、合計で83人の参加がありました。</p> <p>③12月11日に地域の寺子屋推進フォーラムを川崎アゼリアで開催し、寺子屋についての考えを深めるとともに、広く市民の方へ寺子屋事業の周知を図りました。</p> <p>④外国につながる児童を対象とした寺子屋分教室を4か所の寺子屋で実施し、日本語学習の支援を進めました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①地域や学校の状況を踏まえた寺子屋事業の推進については、全小中学校への寺子屋の拡充を目指して、地域人材や地域資源の更なる活用を図り、引き続き事業を推進していきます。</p> <p>②養成講座等による、寺子屋事業の運営に関わる人材の確保については、寺子屋の拡充に向けて、寺子屋の運営を担う人材や団体の発掘、育成を行っていきます。</p> <p>③地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発については、寺子屋事業をより多くの方に知ってもらうために、フォーラムを開催する等、広報活動に取り組みます。</p> <p>④外国につながる児童を対象とした寺子屋分教室については、地域の状況を踏まえながら、日本語学習の支援を実施していきます。</p>				

基本政策Ⅶ

いきいきと学び、活動するための環境をつくる

現状と課題

- ・社会を取り巻く環境が急激に変化する中で、地域の課題や市民生活が多様化してさまざまなニーズが生じており、生涯にわたって学習し、自己の能力を高め、地域のために活動する人材を育成するとともに、地域課題を学び、解決していくための市民活動を促進することが求められています。
- ・教育文化会館や各区市民館・分館において多様な学びの機会を提供するとともに、学びを通じて市民同士や団体同士をつなげ、新たな絆を創造することで人間関係を紡ぎ、豊かにしていくことが期待されています。また、地域の生涯学習の推進において中核的な役割を担うことができる人材を育成することが必要です。
- ・地域コミュニティの活性化に向けて若者からシニアまでの多様な世代の持つ力を活用するとともに、子育て世代の地域参加やシニア世代の生きがいにもつなげられるよう、地域社会への参加を支援する取組を推進する必要があります。さらに、年齢や性別、人種、障害の有無に関わらず、生涯を通じた学びの機会の提供や社会参加に向けた支援などを行う必要があります。
- ・図書館事業の充実については、近隣自治体と市立図書館の相互利用に関する協定を結ぶなど積極的に取り組んでいます。図書館施設以外での貸出・返却に対するニーズの高まりなど、今日の社会状況にあわせた市民サービスの向上に向けて検討していくことが必要です。
- ・市民による生涯学習や市民活動の場として学校施設を有効に活用するため、校庭や体育館、特別教室を開放して市民の生涯学習を推進しており、今後も地域の身近な場として、学校施設の有効活用をさらに促進していくことが必要です。

政策目標

市民の自主的な学びの機会を提供し、地域づくりにつながる学びや、学びを通じた出会い（「知縁」）を促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきます。

市民の生涯学習の拠点となる教育文化会館・市民館及び図書館について、市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、施設の長寿命化や学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図ります。

主な取組成果

市民自主学級や市民自主企画事業などにより、市民提案・協働での課題解決型事業の推進と事業の企画委員会活動等を通じて地域人材の育成を行い、市民の力による地域の教育力の向上を図りました。

来館困難者や高齢者、障害者等への支援として、自動車文庫（市内21ポイント）の運行や対面朗読、郵送貸出サービスを行ったほか、返却ボックスを2ヶ所増やしました。また、新たな生活様式への対応や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえた非来館型のサービスとして、有料（実費）宅配サービスを開始し、誰もが使いやすく多様なニーズに対応できるよう図書館サービスの向上を図りました。

校庭145校、体育館166校、特別教室134校において学校施設を開放するとともに、特に利用の少ない特別教室のさらなる活用を推進するためのプロジェクト「Kawasaki教室シェアリング」の取り組みについて、庁内で相互に連携して推進を図り、地域の身近な生涯学習の場としての有効活用が進むよう、川崎市学校施設有効活用推進会議を設置しました。

宮前市民館・図書館の移転・整備に向けて、令和2年8月に策定した「新しい宮前市民館・図書館基本計画」に基づき、市民意見を伺いながら、事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等に関する「（仮称）新しい宮前市民館・図書館管理運営計画」の策定に向けた取組を進めました。また、再開発準備組合による「再開発計画の検証に関する申入れ」や国が公表した「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」、「鷺沼駅前地区再開発計画の検証状況について」に沿って、再開発事業の検証状況を踏まえながら基本・実施設計や管理運営計画に係る取組スケジュールの見直しを図り、市民の生涯学習環境が充実するよう取組を進めました。

既存施設（労働会館）を活用した川崎区における市民館機能の整備推進のため、令和3年度から改修工事に向けた実施設計に着手するとともに、ワークショップ等を通じて市民意見を伺いながら、事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等に関する「（仮称）川崎市民館・労働会館 管理運営計画に関する中間とりまとめ」を作成し、市民サービスの向上を図りました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
教育文化会館・市民館・分館の 社会教育振興事業参加者数	8.9万人 (H28(2016))	8.7万人	6.8万人	1.3万人	2.4万人	9.1万人以上
教育文化会館・市民館・分館で実施する各種社会教育事業（学級、集会など、家庭教育振興事業は除く）に参加した人の数【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
社会教育振興事業を通じて新た なつながりが増えた割合	70.4% (H28(2016))	68.6%	56.7%	46.6%	48.3%	70.5%以上
教育文化会館・市民館・分館で実施する各種社会教育事業（学級、集会など、家庭教育振興事業は除く）を通じて新しい知り合いが増えた人の割合【出典：事業参加者アンケート】						
市立図書館図書タイトル数	84万タイトル (H28(2016))	86万タイトル	87万タイトル	88万タイトル	89万タイトル	87万タイトル以上
川崎市立図書館全館の所蔵図書の全タイトル数。所蔵図書の多様性を表す指標【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
図書館の入館者数	409.4万人 (H28(2016))	387.0万人	386.2万人	226.4万人	336.1万人	437万人以上
川崎市立図書館全館（菅閲覧所を除く）の入り口に設置している図書無断持出防止装置（BDS）による入館者数【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						

主な課題

令和2年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、新しい生活様式に対応するため、ICTの活用を進めるとともに、より身近な地域で社会教育事業が開催ができるよう、取組を進める必要があります。また、市民が学びにより得た知識や経験等を身近な地域で活かせるよう、効果的なグループ育成や活動支援の方策を検討し、個人の学びの成果を地域に還元する取組を推進していく必要があります。

効率的・効果的な図書館運営をするため、図書館総合システムについて、令和5年度の次期システムへの切替えを円滑に行う必要があります。

新宮前市民館・図書館の移転・整備に向けた取組や教育文化会館と労働会館の再編整備等、老朽化した社会教育施設について、市民の利用に支障がないよう施設整備を進める必要があります。

「Kawasaki教室シェアリング」では、学校利用のハードルを最大限下げ一方で、セキュリティの管理や利用調整の取りまとめ方法など、学校現場の負担軽減を最大限考慮しながら、学校施設の有効活用をさらに促進していく必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

「Kawasaki教室シェアリング」により、子どもたちが利用するトイレや特別教室も地域の人が利用できるようになるのであれば、在校児童の保護者への説明も必要。

安全対策を考えながら、「Kawasaki教室シェアリング」について教職員の過度な負担にならない程度に進めてほしい。

みんなの校庭プロジェクトを進める際に、地域教育会議や子ども会議等を含めて連携しながら取組を進めてほしい。

今後の取組の方向性

ICTを活用したオンライン講座の実施や、身近な地域の施設で出張講座を開催するなど、さまざまな学びの機会を提供し、市民にとって役立つ、地域の中で頼れる知と情報の拠点をめざして取組を進めていきます。また、市民同士の学び合いの場を市民自らが企画・運営することを通して、自ら学んだ知識や経験等を身近な地域で活かしながら、主体的に活動する担い手の育成を図ります。

ICTの活用によるサービス、自動車文庫や返却ボックスなど図書館外でのサービス、他施設との連携によるサービスの提供とともに蔵書構築に関する考え方を整理し、市立図書館全体で図書・資料を収集・保存・有効活用するための図書館ネットワーク機能の強化に向けた取組を推進します。

宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けて、多様な人々が交流し、つながり、新たなコミュニティ・生活・文化・教養を創発し、地域への愛着を育む場づくりを進めていきます。また、教育文化会館と労働会館の再編整備については川崎区における生涯学習施設として、みんなが気軽に利用しやすい、活動と交流の拠点となるよう取組を進めていきます。社会教育施設の老朽化等については、関係局と連携しながら施設の長寿命化に向けて適切に対応し、効率的・効果的な施設整備に取り組めます。

「Kawasaki教室シェアリング」については、教職員の負担軽減も見据え、既存の学校施設開放事業における業務改善と並行して進めるとともに、すでに開放されている特別教室等のさらなる有効活用に向けて、多様な主体と連携・協働しながら、地域の大切な拠点である学校という資源の有効活用に向けた取組を進めます。

「みんなの校庭プロジェクト」については、子どもが安全に遊ぶことができるよう、学校を核として地域ぐるみで子どもの育ちを支えていくため、地域人材や多様な主体と連携しながら、持続可能な仕組みづくりに向け、庁内横断的に取組を進めます。

施策1	自ら学び、活動するための支援の充実			
概要	<p>市民団体、大学等と連携しながら、市民が自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かす社会教育を展開し、いわゆる「知縁」による新たな絆やコミュニティを創造するとともに、地域の生涯学習の推進において中核的な役割を担うことができる人材の育成に取り組みます。</p>			
事務事業名	社会教育振興事業 ★			
担当課	生涯学習推進課	関係課		
事業の概要	<p>教育文化会館・市民館・分館において、市民の学習や活動の支援、社会教育を担う団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行うとともに、学習の成果や地域の人材資源の活用を図り、市民の力による地域の教育力とまちづくり力の向上を図ります。</p>			
事業計画	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
	<p>子育てや、平和・人権・男女平等など、さまざまな学習の場の提供による、市民の「学ぶ力」育成 ・継続実施</p>			
	<p>市民の学びにより得た知識や経験等を身近な地域で活かす市民講師の養成・活用 ・継続実施</p>			
	<p>市民提案・協働による課題解決型事業の推進、地域の生涯学習をコーディネートする人材の育成 ・継続実施</p>			
実施状況				
<p>①平和・人権・男女平等推進学習等の社会教育事業について、実施回数や人数等の制限を行いながら実施することができました。令和2年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、新しい生活様式に対応した事業推進を図るため、ICTの活用やより身近な地域での開催等に取り組みました。</p> <p>②市民エンパワーメント研修でのボランティア育成などについて、実施回数や人数等の制限を行いながら市民が学びにより得た知識や経験等を活かす活動をすることができました。</p> <p>③市民自主学級や市民自主企画事業などにより、市民提案・協働での課題解決型事業の推進と事業の企画委員会活動等を通じて地域人材の育成を行うことができました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①「市民館における社会教育事業の実施」については、令和2年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、新しい生活様式に対応した事業推進を図るため、ICTの活用やより身近な地域での開催等に取り組んでいきます。</p> <p>②「市民が学びにより得た知識や経験等を身近な地域で活かす」については、効果的なグループ育成や活動支援の方策を検討するとともに、個人の学びの成果を地域に還元する仕組みについて検討を行います。</p> <p>③「市民提案・協働による課題解決型事業の推進、地域の生涯学習をコーディネートする人材の育成」については、区の関係部署との連携を図るとともに、企業や大学、NPO法人、地域団体などの多様な主体との連携・協働にも留意しながら、事業の充実・進展に向けた取組を推進します。</p>				

事務事業名	図書館運営事業			
担当課	生涯学習推進課	関係課		
事業の概要	市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つために、多様な図書館資料を収集・提供するとともに、レファレンスの向上、インターネットやICTの活用、関係機関や学校図書館との連携促進などを図りながら、効率的・効果的な図書館運営をめざします。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	多様な市民ニーズに応えるための資料の充実・タイトル数の確保 ・資料数：全85.5万タイトル	・資料数：全86万タイトル	・資料数：全86.5万タイトル	・資料数：全87万タイトル
	地域資料や課題解決等に役立つ広範な資料の収集・提供 ・継続実施	・電子書籍等の導入検討		
	ICT機器を活用した効率的な図書館の運営及び維持管理 ・継続実施			
	図書館総合システムの円滑な運用 ・機器更新	・円滑な運用及び次期システムの検討		
	来館困難者や高齢者、障害者等への支援などサービス向上の推進 ・継続実施 ・返却ボックスの新設及び検討の継続	・検討の継続		
	学校図書館への支援及び連携 ・授業支援図書セット等の貸出継続実施 ・学社連携会議の継続実施			
実施状況				
<p>①②多様な市民ニーズに応えるため、地域資料や課題解決等に役立つ広範な資料を収集するなど充実を図り、89万タイトルを確保するとともに、資料の提供を行いました。</p> <p>③④図書館総合システムの円滑な運用により、効率的な図書館の運営及び維持管理を行いました。また、次期システムの導入検討に向け、業務フローを確定しました。</p> <p>⑤来館困難者や高齢者、障害者等への支援として、自動車文庫(市内21ポイント)の運行や対面朗読、郵送貸出サービスの実施を行いました。さらに有料(実費)宅配サービスを開始しました。また、返却ボックスを2ヶ所増やしサービスの向上を図りました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①多様な市民ニーズに応えるための資料の充実・タイトル数の確保について引き続き実施します。</p> <p>②地域資料や課題解決等に役立つ広範な資料の収集・提供、電子書籍等の導入について引き続き検討します。</p> <p>③ICT機器を活用した効率的な図書館の運営及び維持管理については、継続的に実施していきます。</p> <p>④図書館総合システムの円滑な運用と共に、令和5年度の次期システムへの切り替えを円滑に行います。</p> <p>⑤来館困難者や高齢者、障害者等への支援などについては、返却ボックスの新設等、サービス向上について検討を継続していきます。</p> <p>⑥令和2年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」を基に図書館サービスの充実を図ります。</p>				

施策2	生涯学習環境の整備				
概要	学校施設の有効活用を促進するとともに、市民の主体的な学びを支援するため、社会教育施設等の環境整備の推進や、さらなる市民サービスの向上に向けた管理・運営手法の検討など、生涯学習環境の充実を図っていきます。				
事務事業名	生涯学習施設の環境整備事業 ★				
担当課	地域教育推進課（旧：生涯学習推進課）	関係課			
事業の概要	市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、社会教育施設等の環境整備を図るなど、市民の生涯学習環境の充実を図ります。				
事業計画	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	
	市民活動の拠点としての学校施設（校庭、体育館、教室等）のさらなる活用の推進 ・さらなる活用の推進に向けた方策の検討	・検討結果に基づくモデル事業の実施・検証	→		
	老朽化した社会教育施設等の環境整備 ・維持補修等の継続実施	→			
	既存施設（労働会館）を活用した川崎市における市民館機能の整備推進 ・施設整備に向けた基本構想作成 社会教育施設のより一層の市民サービス向上をめざした効率的・効果的な管理運営体制の構築 ・検討の継続	・施設整備基本計画作成 ・検討結果に基づく取組の推進	・基本・実施設計	・改修工事 ・教育文化会館除却設計 →	
実施状況					
<p>①校庭145校、体育館166校、特別教室134校において学校施設を開放するとともに、特に利用の少ない特別教室の活用を推進するためのプロジェクト「Kawasaki教室シェアリング」に継続して取り組み、区役所、市民館、図書館による市民向けのワークショップや講座などを実施しました。また、庁内で相互に連携して推進を図るため、川崎市学校施設有効活用推進会議を設置しました。</p> <p>②老朽化した社会教育施設等の環境整備を進めました。また、宮前市民館・図書館の移転・整備に向けた取組として、令和2年8月に策定した「新しい宮前市民館・図書館基本計画」に基づき、令和2年度より市民意見を取入れながら、事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等に関する「（仮称）新しい宮前市民館・図書館管理運営計画」策定に向けた取組を進めるとともに、諸室の配置、機能や仕様等の具体化に向けた基本・実施設計に着手しましたが、再開発準備組合による「再開発計画の検証に関する申入れ」や国が公表した「新型コロナウイルスを契機としたまちづくりの方向性」、さらに「鷺沼駅前地区再開発計画の検証状況について」を受け、再開発事業の検証状況を踏まえながら基本・実施設計や管理運営計画に係る取組スケジュールの見直しを図りました。</p> <p>③既存施設（労働会館）を活用した川崎市における市民館機能の整備推進のため、全庁的な特定天井に関する取組と併せて整備を実施する上で、基本計画の策定予定が令和元年度から令和2年度に変更されたことから、令和3年度から改修工事に向けた実施設計に着手しました。また、ワークショップ等を通じて市民意見を取入れながら、事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等に関する「（仮称）川崎市民館・労働会館 管理運営計画に関する中間とりまとめ」を作成し、本計画の策定に向けた取組を進めました。</p> <p>④社会状況の変化や多様な市民ニーズに対応するため、「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、事業・サービスの提供手法等の検討を進め、「市民館・図書館の管理・運営の考え方 中間とりまとめ」を作成し、本考え方の策定に向けた取組を進めました。</p>					
課題と今後の取組					
<p>①学校施設の更なる活用に向けたモデル事業の実施等については、身近な地域における活動の場として、学校施設の有効活用を推進していきます。また、学校利用のハードルを最大限下げる一方で、セキュリティの管理や利用調整のとりまとめ方法など、学校現場の負担軽減を最大限考慮しながら検討を進めます。</p> <p>②③老朽化した社会教育施設等の環境整備及び宮前市民館・図書館の移転・整備に向けた取組については、新宮前市民館・図書館の移転・整備に向けた取組や教育文化会館と労働会館の再編等、老朽化した社会教育施設について、市民の利用に支障がないよう施設整備に取り組んでいきます。</p> <p>④効率的・効果的な管理運営体制の構築については、社会状況の変化や多様な市民ニーズに対応し、市民館事業及び図書館サービスの充実に向けて、「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、事業・サービスの提供手法等の検討を進めます。</p>					

事務事業名	社会教育関係団体等への支援・連携事業			
担当課	生涯学習推進課	関係課		
事業の概要	生涯学習団体や主体的に活動する社会教育関係団体への支援を行うことで、市民の生涯学習の機会の充実を図ります。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	生涯学習財団、社会教育関係団体への支援による学習機会の充実 ・財団補助対象事業参加者： 12,700人以上			
実施状況				
<p>①生涯学習財団が、本市の生涯学習の推進のために、全市的・広域的視点から市民の課題解決に向けた生涯学習の支援を行うとともに、多様な主体と連携し、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的に生涯学習に取り組める環境づくりを進められるよう補助金の交付や助言等を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響から補助事業への参加者数は計画値を下回っていますが、活動拠点である生涯学習プラザに無線LANを整備し、オンライン講座を実施するなど、新しい生活様式に向けた取組を推進しました。また、児童・生徒の健全な育成とPTAの生涯学習活動の充実に寄与することを目的とした川崎市PTA連絡協議会、神奈川県下市立高等学校PTA連絡協議会に対して補助金の交付や助言等を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、中止となった活動もありましたが、ICTを活用し研修をオンラインで実施する等、活動の工夫に取り組みました。さらに、本市における平和・環境・子育てなど、さまざまな地域課題に取り組んでいる川崎市地域女性連絡協議会に対し、補助金の交付や助言等を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、中止となった活動もありましたが、平和・人権や男女共同参画、消費生活、環境などに関する学習・実践及び情報交換が行われ、地域活動の充実が図られました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①引き続き、生涯学習財団や主体的に活動する社会教育関係団体への支援や助言等を行うことで、市民の学習機会や場の充実を図ります。また、団体の取組の改善を支援するため、新しい生活様式に対応した事業展開等について、助言や参考事例等の情報提供を丁寧に行っていきます。</p>				

基本政策Ⅷ

文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

現状と課題

- ・平成29（2017）年12月に運用を開始した「川崎市地域文化財顕彰制度」の仕組みも活用しながら、指定・登録文化財はもとより、それ以外の文化財についても市民への周知を行い、市内文化財の保護・活用を図る必要があります。
- ・市内初の国史跡となった橋樹官衙遺跡群（橋樹郡家跡・影向寺遺跡）について、保存活用計画や整備基本計画に基づき、本市の貴重な宝として将来を見据えた整備を行い、全国にその魅力を発信し、さらなる文化的発展につなげていく必要があります。
- ・平成28（2016）年度に文化財ボランティア登録制度を創設し、登録ボランティアはさまざまな文化財保護・活用事業で活躍しています。今後も多様な担い手による文化財の保護・活用を推進し、文化財を市民共通の財産として次世代へ伝える取組を進めることが必要です。
- ・「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」では、各施設の特性・専門性を活かした展示等、博物館活動の充実を図るとともに、各施設の魅力向上に向けた事業実施に取り組んでいます。
- ・「かわさき宙と緑の科学館」の開館50周年に向けて生田緑地の魅力をさらに発信するとともに、海外からの観光客にも対応した展示・広報活動の充実など、本市の魅力を発信する必要があります。

政策目標

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橋樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

主な取組成果

「川崎市文化財保護活用計画」に基づいて平成29年度に創設した「川崎市地域文化財顕彰制度」において、令和3年度は新たに31件を第4回地域文化財に決定し、地域で守られ、伝えられてきた文化財の価値を多くの人々に伝えていくことができました。

橋樹官衙遺跡群活用事業について、史跡めぐりで35人、橋樹学講座3回で73人、発掘調査現地見学会で200人、講師派遣による2回の講座で30人、研究セミナーに120人（新型コロナウイルス感染拡大のため資料配布にて開催）が参加し、目標の350人を上回る458人の市民が文化財に親しむ機会の充実を図りました。

「国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、橋樹官衙遺跡群調査整備委員会と連携しながら、史跡整備（緑地整備）実施設計を作成しました。また、文化庁が開催する学識者による復元検討委員会で承認を得て、全国にその魅力や価値が発信できるよう、復元建物の実施設計を策定しました。

日本民家園については、新型コロナウイルス感染症流行下でも伝統生活文化に関する教育を普及するため、来園できない方も古民家の魅力に触れてもらえるよう、非来館型サービスとして、ホームページの充実を図りました。また、SNS等について日本語だけでなく英語でも情報発信を行う等、海外の方向けの情報発信を行いました。さらに、日本民家園管理運営事業を効率的・効果的に進め、より魅力ある施設としていくため、運営基本方針の策定に向けて方向性の整理や、園路整備等の調査を行いました。

かわさき宙と緑の科学館については、プラネタリウムを一般団体が貸切利用できる「星空自由空間」を実施し、星空のもと音楽を楽しむ場として利用されるなど、2回の活用があり、天文知識の普及啓発を図りました。また、天体望遠鏡を使って月や惑星、星雲、星団などを観察する「星を見る夕べ」など天体観測会での修了者の活用や、サイエンスワークショップなど科学実験教室を市民活動団体と連携して開催しました。

かわさき宙と緑の科学館開館50周年記念については、5年ぶりにプラネタリウムFUSION新番組の投影や、市長等関係者が出席した記念式典、市域の動植物等を紹介した記念企画展、本市ゆかりの科学者を講師に招いた記念科学講演会等、年間を通じて9つの記念事業を実施し、多くの来館者に科学館の魅力を発信しました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
市内の指定・登録等の文化財及び「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づく地域文化財の件数	160件 (H29(2017))	225件	297件	326件	359件	180件以上
文化財ボランティアが参加した事業日数	18日 (H29(2017))	26日	7日	0日	0日	20日以上
文化財ボランティアが参加した文化財活用事業の延べ日数【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)	
橘樹官衙遺跡群関連事業への参加者数	336人 (H28(2016))	310人	1,010人	374人	458人	350人以上	
橘樹官衙遺跡群の関連事業への参加者数【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】							
「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」入園（館）者数	民家園	116,053人 (H28(2016))	111,841人	96,237人	68,267人	101,664人	138,000人以上
	科学館	283,423人 (H28(2016))	271,761人	251,346人	178,245人	253,177人	291,000人以上
日本民家園の年間入園者数(入園料一般500円、中学生以下・市内65歳以上無料)及びかわさき宙と緑の科学館の年間入館者数(入館料無料)【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】							
「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」来園（館）者アンケート満足度	民家園	95.8% (H28(2016))	96.5%	92.0%	94.0%	97.3%	97.0%以上
	科学館	86.0% (H28(2016))	87.0%	84.0%	87.6%	85.9%	90.0%以上
「良かった・満足した」と回答した来園（館）者の割合【出典：川崎市教育委員会調べ】							

主な課題

文化財保護・活用事業について、専門的な知識を有する文化財ボランティアによる文化財の保護・活用事業を進めていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、活用事業が実施できなかったため、今後は、感染拡大防止対策を行いながら、市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとなるよう工夫しながら取組を進める必要があります。

橘樹官衙遺跡群については、「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、文化庁・調査整備委員会の指導・助言を受けながら、史跡整備工事を実施するとともに、本市の貴重な宝として将来を見据えて史跡整備の計画を検討する必要があります。

日本民家園で行われる伝統生活文化に関する企画展示や各種講座について、新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数が減少しているため、今後は、市民団体と協働し、感染防止策を講じながら工夫して開催し、日本民家園の魅力向上にむけて検討を進める必要があります。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館については、新型コロナウイルス感染症の影響等により来館者数が減少傾向にあるため、感染拡大防止対策を徹底した上で来館者数の増加に向けて取組を進める必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

日本民家園やかわさき宙と緑の科学館がさらに魅力あるものとなるよう期待している。

今後の取組の方向性

専門的な知識を有する文化財ボランティアの育成・確保については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら、文化財ボランティアが安全に活動できるよう、情報提供や活動の支援を進めることで、市民が文化財に親しむ機会の充実を図ります。

橘樹官衙遺跡群については、「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき将来を見据えた整備を行い、市民の方々がより遺跡群に理解や愛着が深められるよう、今後も史跡の適切な保存管理・整備・活用を推進していきます。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館で行われる教育普及の取組については、新型コロナウイルス感染症の感染状況の推移を踏まえながら利用者が安全・安心に学べる環境を提供できるよう、感染防止対策を講じながら工夫して博物館活動を推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館については、インバウンドに対応した展示・広報活動の充実や、利便性・回遊性の向上、食の魅力の開発や発信等の要素も含め、利用者サービスの充実に努めながら、生田緑地を中心とした地域の魅力づくりを図ります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により来園及び来館が困難な方等に向けて、SNSなどを活用し、自宅で楽しみながら学べるコンテンツ等を充実させていきます。

施策1	文化財の保護・活用の推進				
概要	<p>「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、地域と連携しながら市民が文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を図ります。また、橋樹官衙遺跡群の保存管理・活用・史跡整備等を計画的に推進します。</p>				
事務事業名	文化財保護・活用事業				
担当課	文化財課				
事業の概要	<p>市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとして、文化の向上と発展に貢献するため、歴史の営みの中で、自然環境や社会・生活を反映しながら、生まれ、継承されてきた文化財の適切な保存と活用を進めます。</p>				
事業計画	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	
	<p>「川崎市文化財保護活用計画」に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進 ・計画に基づく調査・保護・活用事業の実施</p>				
	<p>指定文化財の保存修理等の実施 ・継続実施</p>				
	<p>専門的な知識を有する文化財ボランティアの育成・確保 ・ボランティアが参加した事業日数：延べ18日以上</p>	<p>・ボランティアが参加した事業日数：延べ20日以上</p>			
	<p>埋蔵文化財の発掘調査等の実施 ・継続実施</p>				
実施状況					
<p>①「川崎市文化財保護活用計画」に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進については、「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、平成29年度に創設した「川崎市地域文化財顕彰制度」において、31件を第4回地域文化財に決定しました（総計190件）。 ②指定文化財の保存修理等の実施については、市民ミュージアム所蔵の考古資料の保存修復の実施のほか、有形文化財の修理に対する助言等を適切に実施しました。 ③専門的な知識を有する文化財ボランティアの育成・確保については、ボランティアが参加した事業日数20日を目標としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ボランティアの活動を実施することができませんでした。今後は、市内博物館等のボランティア活動の状況を勘案するとともに感染症拡大防止に十分に配慮しながら、オンラインによる会議の実施や活用事業を実施していきます。 ④埋蔵文化財の発掘調査等の実施については、周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発行為に伴う試掘調査や、重要遺跡の内容確認調査、公共事業及び個人住宅建設等に伴う発掘調査等を適切に実施しました。</p>					
課題と今後の取組					
<p>①「川崎市文化財保護活用計画」に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進については、「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、文化財の調査・保護・活用事業を引き続き推進します。 ②指定文化財の保存修理等の実施については、指定文化財の修理を実施するとともに、その他の指定文化財の保存状態を把握し、必要な保存修理等を適切に実施します。 ③専門的な知識を有する文化財ボランティアの育成・確保については、文化財ボランティアが参加した事業日数20日を目標としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活用事業の実施ができませんでした。今後はボランティア活動に伴う感染防止対策の実施例及び市内博物館での活動状況等を参考としながら、活用事業を計画し実施できるよう取組を進めます。 ④埋蔵文化財の発掘調査等の実施については、埋蔵文化財の発掘調査等を引き続き適切に実施します。 ⑤文化財の保存・活用に関する総合的な計画となる文化財保存活用地域計画の策定に着手します。</p>					

事務事業名	橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 ★			
担当課	文化財課			
事業の概要	古代川崎の歴史的文化遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橘樹官衙遺跡群」の保存・活用を図ります。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づく取組の推進 ・計画に基づく保存管理・活用の実施			
	・史跡指定地の公有地化の推進 ・活用事業への参加者数：150人以上 ・市民との協働による史跡環境整備・維持管理の継続実施	・活用事業への参加者数：200人以上	・活用事業への参加者数：250人以上	・活用事業への参加者数：350人以上
	橘樹官衙遺跡群の整備基本計画に基づく整備の推進 ・整備基本計画の策定	・整備に向けた基本・実施設計	・整備推進	
	橘樹官衙遺跡群の調査・研究の推進 ・継続実施			
実施状況				
<p>①「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づく調査研究・保存管理・活用の実施については、有識者会議5回を実施しました。</p> <p>②史跡指定地の公有地化の推進については、史跡指定地の公有地化を3ヶ所実施しました。</p> <p>③橘樹官衙遺跡群活用事業の実施については、史跡めぐりで35人、橘樹学講座3回で73人、発掘調査現地見学会で200人、講師派遣による2回の講座で30人の参加がありました。また研究セミナーに120人（207人の申込があり抽選。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となったため資料送付で対応）の参加があり、目標の350人を上回る458人の実績をあげ、市民の理解を促進することができました。</p> <p>④市民との協働による史跡環境整備・維持管理の実施については、影向寺重要文化財・史跡保存会や地元町内会を母体に設立された橘樹郡衙跡史跡保存会等と協働して史跡環境保全を実施しました。</p> <p>⑤「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、橘樹官衙遺跡群調査整備委員会の指導・助言を受けつつ、史跡整備（緑地整備）実施設計の作成するとともに、復元建物の実施設計の検討を進め、文化庁が開催する学識者による復元検討委員会で承認を得て実施設計を作成しました。</p> <p>⑥橘樹官衙遺跡群の調査・研究の推進については、橘樹郡家跡（第35次）と影向寺遺跡（第30・31次）の発掘調査を実施しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づき、引き続き保存管理・活用を実施するとともに、「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づく史跡整備を推進していきます。</p> <p>②「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づき、文化庁や土地所有者と調整しながら土地の公有地化を進めていきます。</p> <p>③橘樹官衙遺跡群活用事業の参加者数が増加傾向を示していることから、こうした市民の要望・期待に応えるため、引き続き活用事業を実施していきます。</p> <p>④今後も地元市民との協働による史跡環境整備・維持管理を実施していきます。</p> <p>⑤「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、文化庁・調査整備委員会の指導・助言を受けながら、史跡整備工事を実施するとともに、史跡整備の計画を検討していきます。</p> <p>⑥「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づき、引き続き調査と研究を進めていきます。</p>				

施策2	博物館の魅力向上				
概要	日本民家園における民家の暮らし調査や、かわさき宙と緑の科学館における自然環境調査などにより、各施設の専門性を充実させるとともに、学校・地域等との連携により博物館活動を推進し、各施設の魅力向上を図ります。				
事務事業名	日本民家園管理運営事業				
担当課	文化財課				
事業の概要	国・県・市の指定文化財25件を有する日本有数の古民家の野外登録博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し、市民の文化・学術・教育の向上を図るため、「日本民家園」を運営します。				
事業計画	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	
	江戸時代の古民家の野外展示 ・利用人数：130,000人以上	・利用人数：132,000人以上	・利用人数：136,000人以上	・利用人数：138,000人以上	
	伝統生活文化に関する企画展示及び各種講座等による教育普及事業の実施 ・企画展示及び各種講座等教育普及事業の充実				➔
	観光客の積極的誘致に向けた広報活動の実施 ・国内外に向けた広報活動の強化				➔
	文化財建造物・民具などの保存整備と調査研究 ・文化財建造物の維持管理の継続実施 ・古民家耐震補強工事の継続実施 ・園内の環境整備継続実施 ・資料の整理・調査研究継続実施 生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進 ・連携事業の充実				➔
実施状況					
<p>①来園者数は新型コロナウイルス感染症の拡大により利用する学校が減ったこと、また旧所在地交流事業等集客力のある事業が中止になったことから目標を下回りました。今後は感染症流行下における集客方法を検討し、来園者数の増加に向け取り組みます。</p> <p>②教育普及事業は感染症拡大に伴い職員のみで行う事業にしぼったため実施回数は目標を下回りましたが、非来園型サービスとして公式サイトコンテンツ充実を図りました。今後は回数増加に向け、感染症流行下での市民団体との協働方法を検討します。</p> <p>③広報活動についてはSNS等を活用して英語でも情報発信を行うなど計画通り実施しました。</p> <p>④保存整備については耐震工事等を計画通り実施しました。調査研究については古民家旧所蔵者の資料収集等を実施しました。</p> <p>⑤事業連携については計画通り取り組みましたが、感染症拡大により一部のイベントは中止となりました。</p> <p>⑥日本民家園管理運営事業を効率的・効果的に進め、より魅力ある施設としていくことを目的とした運営基本方針を策定するため、今年度は方向性の整理と、園路整備等ハード面での調査を行いました。</p>					
課題と今後の取組					
<p>①博物館運営全般としては、感染症流行下における集客方法を検討し、来園者数の目標達成をめざします。</p> <p>②展示・講座等教育普及活動については、引き続き幅広い年代に対応した企画を実施します。</p> <p>③広報活動については、生田緑地内の各施設や指定管理者と連携しながら推進します。</p> <p>④文化財の保存整備については、古民家の耐震補強等、文化財と利用者両面での安全対策を図り、引き続き着実に実施していきます。調査研究については、博物館の基礎的活動として着実に実施していきます。</p> <p>⑤生田緑地内の連携については、各施設及び指定管理者の特長と強みを活かしながら進めます。</p> <p>⑥運営方針の策定については、令和5年度に策定される川崎市文化財保存活用地域計画との整合を図りながら進めます。</p>					

事務事業名	青少年科学館管理運営事業			
担当課	文化財課			
事業の概要	自然・天文・科学の3つの柱を中心に、市民の科学知識の普及啓発や科学教育の振興のため、市唯一の自然系登録博物館として、「青少年科学館」（かわさき宙と緑の科学館）を運営します。			
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
事業計画	自然・天文・科学の3分野の実物・標本・模型などの資料展示 ・利用人数：286,000人以上	・利用人数：286,000人以上	・利用人数：288,000人以上	・利用人数：291,000人以上
	自然観察教室や科学実験教室など、体験を通じた教育普及の取組の推進 ・教育普及事業の継続実施			
	プラネタリウムを活用した天文知識の普及啓発の実施 ・プラネタリウムを活用した事業の継続実施			
	ボランティア、市民活動団体等の育成・支援 ・研修会の実施等によるボランティアの育成や団体支援			
	生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進 ・連携事業の充実			
開館50周年記念(R3(2021))に向けた取組 ・記念事業の検討				・記念事業の実施

実施状況

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、年間来館者数は253,177人となりましたが、家庭でも科学館の魅力に触れてもらえるよう、「おうちで楽しむデジタル科学館」をホームページに掲載するとともに、天文、動植物に関する情報をSNSにより積極的に発信しました。今後も感染状況の推移を踏まえながら、利用者の安全・安心を最優先に感染防止対策を継続しつつ、可能な限り通常の博物館運営に近づけるよう取組を進めます。
- ②自然観察教室や科学実験教室など、体験を通じた教育普及の取組の推進については、新型コロナウイルスの影響を受け、一部は中止となりましたが、サイエンスワークショップなどの科学実験教室は定員を削減するなどの感染防止対策を徹底して実施した結果、参加者数は3,075人となりました。今後も感染状況の推移を踏まえながら、利用者の安全・安心を最優先に感染防止対策を継続しつつ、可能な限り通常の事業実施に近づけるよう取組を進めます。
- ③プラネタリウムを活用した天文知識の普及啓発の実施については、定員・回数を縮小して、プラネタリウムワークショップ(114人)、各種天体観測会(518人)、講演会(159人)を開催しました。また、プラネタリウムの有効活用として一般団体が貸切利用できる「星空自由空間」については、星空のもと音楽を楽しむ場として利用されるなど、2回実施しました。今後も感染状況の推移を踏まえながら、利用者の安全・安心を最優先に感染防止対策を継続しつつ、可能な限り通常の事業実施に近づけるよう取組を進めます。
- ④研修会の実施等によるボランティアの育成、市民活動団体等の支援については、天文サポーター研修会(7回)、科学サポーター研修会(6回)を開催し、「星を見る夕べ」など天体観測会での修了者の活用を図るとともに、サイエンスワークショップなど科学実験教室を市民活動団体と連携して実施しました。今後も感染状況の推移を踏まえながら、利用者の安全・安心を最優先に感染防止対策を継続しつつ、可能な限り通常の事業実施に近づけるよう取組を進めます。
- ⑤生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組については、日本民家園との連携により「七夕」「お月見」事業を実施しました。
- ⑥開館50周年については、5年ぶりに製作したプラネタリウムFUSION新番組の投影をはじめ、市長等関係者が出席した「記念式典」、地域の動植物等を紹介した記念企画展「川崎の生きもの」、本市ゆかりの科学者を講師に招いた記念科学講演会「素数ゼミの謎を科学する」等、年間を通じて9つの記念事業を実施し多くの来館者に当館の魅力を発信しました。

課題と今後の取組

- 今後も新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、利用者の安全・安心を最優先に感染防止対策を継続しつつ、可能な限り通常の事業実施に近づけるよう取組を進めながら、次の事業を実施します。
- ①来館者数については、SNSや広報誌を活用した積極的な広報を展開するとともに、リピーターを増やす展示の工夫、魅力あるプラネタリウム番組を製作し、増加につなげます。
- ②体験を通じた教育普及の取組については、多様なニーズに対応した自然・天文・科学の3分野に関するワークショップ等を実施します。
- ③天文知識の普及啓発については、プラネタリウムの活用、講演会、各種天体観測会等を実施します。
- ④ボランティアの育成等については、市民対象の研修会や修了者が活動できるイベントを実施し、ボランティアの受皿となる市民活動団体等との連携を図ります。
- ⑤他博物館や美術館との連携については、民家園内で職員が解説を行う月の観察会など、各博物館の特色を活かした生田緑地全体の魅力を向上させる事業を実施します。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る
点検及び評価に関する報告書（令和3（2021）年度版）

発行者 川崎市教育委員会
編集 川崎市教育委員会事務局教育政策室
川崎市川崎区宮本町6番地
電話044-200-3244
FAX 044-200-3950